

行政記録情報等の統計作成への活用状況

(令和4年12月末現在)

I	行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）	1
II	行政記録情報等を活用している統計調査	23

総務省政策統括官（統計制度担当）

(注) 表 I の中に記載のある e-Stat とは、政府統計のポータルサイトである「政府統計の総合窓口」

(<https://www.e-stat.go.jp/>) を指す。

Ⅰ 行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）の概要

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7)ア 公表月	(7)イ H P掲載URL	(7)ウ e-Statへの掲載の有無	(7)公表方法														(7)オ その他（非公表の場合、その理由等）	(8) 主な集計事項、作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考		
									(7)エ e-Statへの掲載状況（ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。）																			
									① 統計表（又は統計データ）の公表形式																			
									DB形式	X.M.L形式	C.S.V形式	Excel形式	テキスト形式	P.D.F形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合、「該当しない場合」は、「該当しない」と回答してください。	② 時系列表の有無	③ 統計の概要の有無	④ 地域区分の有無（該当しない場合は、項目ごとの掲載の有無を記載してください。）	⑤ 分類項目・集計項目ごとの掲載の有無	その他							
なし	国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について	内閣官房	内閣人事局	国家公務員の再就職情報を公表することにより、国民の信頼や透明性の向上を図るため。	平成20年	四半期	原則3、6、9、12月	http://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/jinij1.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	届出等区分別及び再就職先区分別再就職件数	国家公務員法第106条の25第1項等			
なし	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況について明らかにするため。	内閣官房	内閣人事局	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況について明らかにするため。	平成14年度	年	原則12月	http://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/jinij1.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	役員における退職公務員等の状況	特殊法人等整理合理化計画、公務員制度改革大綱等			
0000002	一般職国家公務員在職状況統計表（人事統計報告）	内閣官房	内閣人事局	国家公務員の人事管理に資するため。	昭和40年	年	10～11月	http://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/jinij1_toukei.html	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・常勤職員在職状況 ・非常勤職員在職状況 ・再任用職員在職状況 ・休職・派遣・休業状況 ・非常勤職員在職状況	国家公務員法第20条（統計報告）		
なし	管理職への任用状況等について	内閣官房	内閣人事局	管理職への任用の状況を把握するため。	平成26年度	年	12～1月	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/saiyuu/050127.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・管理職への任用に関する状況（管理職員数等、所管間人事交流の実施状況） ・本府省長級又は部長級の管理職に初めて任用された者についての状況（採用試験の種類及び勤続年数、出向経験） ・これまでの慣行にとられない人事運用を行った取組例（採用・選考を含む）の状況	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第61条の5第1項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成26政令第191号）第9条並びに採用責任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定）7（3）		
なし	幹部候補育成課程の運用の状況	内閣官房	内閣人事局	幹部候補育成課程の運用の管理に資するため。	平成27年度	年	9～11月	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/fig/z4_ibusei_in/shou.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	暫年度における幹部候補育成課程における育生の対象となるべき者の選定の実施状況等	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第61条の10第1項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成26政令第191号）第4条第1項		
なし	女性国家公務員の採用状況のフォローアップ	内閣官房	内閣人事局	女性活躍の推進に資するため。	平成17年	年	5月頃	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/fig/210528_folia_muo.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総合職、一般職、専門職及び技術者区分の採用者に占める女性の割合	女性国家公務員の採用状況に関する各府省等からの聞き取り調査		
なし	女性国家公務員の登用状況のフォローアップ	内閣官房	内閣人事局	女性活躍及びワークライフバランスの推進に資するため。	平成17年	年	11月頃	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/fig/201125_fol_lowmu.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員、係長相当職（本省）、課の長官職課長、本課課長補佐相当職、本課課長補佐相当職、指定職相当に占める女性の割合	一般職国家公務員在職状況統計表（人事統計報告）等		
なし	国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ	内閣官房	内閣人事局	女性活躍及びワークライフバランスの推進に資するため。	平成17年	年	11月頃	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/fig/211125_fol_lowmu.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新たに育児休業を取得した男性職員、女性職員の割合（取得率）等及び「男の産休」の5日以上利用率	仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査等		
なし	男性国家公務員の育児に伴う休職・休業の取得促進に係るフォローアップ	内閣官房	内閣人事局	男性職員の育児取得推進に資するため。	令和2年	年	8月	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/fig/210827_fol_lowmu.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子の出生後1年以内の育児に付休職・休業の取得職員の割合、平均取得日数、1か月以上取得率、平均取得日数、1か月以上取得予定職員の割合	各府省等から提出された国家公務員男性職員の育児に伴う休職・休業に関するデータ		
0000003	国家公務員退職手当実態調査	内閣官房	内閣人事局	国家公務員退職手当法に基づく退職手当制度の運用状況について、基礎資料を確保するため。	昭和44年度	年	12～1月	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/jinij1_45.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	退職理由、勤続年数及び退職年齢別の退職手当受給者数及び平均退職手当額	各府省等から提出された国家公務員の退職手当についてのデータ		
なし	民間から国への職員の受入れ状況	内閣官房	内閣人事局	民間企業等から国への職員の受入れの透明性を確保するため。	平成11年度	年	3月	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/jinij1_47.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	民間から国への受入れ者の推移	採用責任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定）7（3）		
なし	国と地方公共団体との間の人事交流の実態状況	内閣官房	内閣人事局	国と地方公共団体との間の人事交流の透明性を確保するため。	平成11年度	年	3月	https://www.cas.go.jp/jp/saiyuu/lim/jinikyo/bu/jinij1_47.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国から地方公共団体へのお出向者の推移、地方公共団体から国へのお出向者の推移	地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）及び採用責任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定）7（3）		
0002012	国家公務員死因調査	人事院	職員福祉局職員福祉課	国家公務員の死因の実情を把握し、職員の健康管理及び安全管理の向上に資する。	昭和40年（昭和39年度分）	3年	12月	https://www.jinij.go.jp/oukou/0112_shin/ah/lin.html	有	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	主要死因別順位及び死亡率	国家公務員法第17条に基づき、各府省等から提出されたデータ	
なし	仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査	人事院	職員福祉局職員福祉課	育児休業制度等の一般職の国家公務員の仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況を把握し、両立支援制度等の統計のための基礎資料とする。調査の調査は適宜	平成4年度（育児休業実態調査）	年	9月	https://www.jinij.go.jp/kuz/rvour/tauu_topo/tauu.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	育児休業取得者数及び取得率	勤務時間法第2条、国家公務員法第3条及び第17条に基づき、各府省等から提出されたデータ	
なし	国家公務員長期病休者実態調査	人事院	職員福祉局職員福祉課	国家公務員の長期病休者の実情を把握し、職員の健康管理に関する諸施策の検討に資する。	昭和57年（昭和56年分）	5年	12月	https://www.jinij.go.jp/benken_amzen/health/health/page/chouki/kyouku.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・長病休者数及び長期病休者率の推移 ・長病休者の性別、傷病別動向 ・長病休者の年齢階層別、傷病別動向	勤務時間法第2条及び国家公務員法第17条に基づき、各府省等から提出されたデータ	
0002031	国家公務員災害補償統計	人事院	職員福祉局補償課	一般職の国家公務員に係る補償及び福祉事業の実施状況を把握し、災害補償制度運営の基礎資料とする。	昭和27年	年	2～4月	https://www.jinij.go.jp/oukou/0131_saijaho/sho/saipaibohe.html	有	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・事故発生年度別、事由別公務員認定件数 ・事故発生年度別、傷別別動向及び補償認定件数 ・補償及び福祉事業の種類別実施状況	国家公務員災害補償法第2条第4号及び人事院規則16～4第30条の規定に基づき、各府省等（各府省等）から提出された報告	
なし	懲戒処分等の状況	人事院	職員福祉局調査課	一般職の国家公務員の懲戒処分及び分限処分の実施状況を把握し、懲戒分限制度の改善及び公務の適正かつ率率的な運営に資する。	昭和32年	年	6月頃	https://www.jinij.go.jp/oukou/	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	懲戒処分及び分限処分の件数	人事院規則11～4第1条及び人事院規則11～10第8条に基づき提出された処分説明書の写し	
0002021	一般職の国家公務員の任用状況調査	人事院	人材局企画課	一般職の国家公務員の任用状況等の実態を把握し、今後の任用施策等人事行政全般の検討に資する。	昭和29年度	年	11月	https://www.jinij.go.jp/oukou/0011_ninosei/saiyuu/ninosei/saiyuu.html	有	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	給与法職員、任用付職員、任用付研究員、行政執行法人職員：除給別表・項目別集計	国家公務員法第12条に基づき、各府省等から提出された報告	
なし	総合職試験等からの新規採用職員に対するアンケート調査	人事院	人材局企画課	国家公務員採用総合職試験等に合格して採用された新人職員の意識を調査し、今後の人材確保策へ反映させる。	昭和62年度	年	6月	https://www.jinij.go.jp/kuz/y109/anketo2021.pdf	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	希望職種、人事院主催説明会等への参加状況等	国家公務員採用総合職試験等に合格し、合同即任研修に参加した者に対し実施するアンケートへの回答	
なし	官民人事交流に関する年次報告	人事院	人材局企画課	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第23条第2項に基づき国会及び内閣に対して報告を行うため。	平成12年	年	3月頃	https://www.jinij.go.jp/kyouru/sa65.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年に交流派遣職員であった者が前年に占めていた派遣先企業に占める割合及び当該交流派遣による書類の提出の時に占めていた書類、3年前の1月1日から前年の12月31日までの間に交流派遣職員に復帰した職員が前年に占めていた書類及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位、前年に交流派遣職員であった者が前年に占めていた書類及び当該交流派遣をさせた日の直前に交流先企業において占めていた地位（任期中に就く地位）、その他必要な事項	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第7条、第8条及び第11条に基づき、各府省等から行われた申請、並びに当該報告書に基づき各府省等から提出された報告	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) ア公表月	(7) イ、HP掲載URL	(7) ウ、e-Statへの掲載の有無	(7) 公表方法											(7) オ、その他(非公表の場合、その理由等)	(8) 主な集計手段・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録簿等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考								
									(7) エ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																						
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式																						
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	② 表の項目で「その項目」と回答した場合、そのデータ形式を回答してください。	③ 統計表の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当がない場合は「該当なし」と回答してください。)	⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無												
00020312	国家公務員給与等実態調査	人事院	給与局給与第一課	一般職の職員給与等に関する法律の適用を受け、公務員の給与の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得る。	昭和24年	年	9月 人事院報告書	https://www.jinji.go.jp/outline/0312_koumijr/yauro/kouminkyuou.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	該当なし	-	刊行物	俸給表別、学歴別人員、平均俸給額	国家公務員法第17条の規定に基づき、各府省から提出されたデータ				
なし	国家公務員の賃情相談の概要	人事院	公平審判局職員相談課	人事院に寄せられた賃情相談の概要について取りまとめたもの。	平成11年	年	7月	https://www.jinji.go.jp/kisyu/2107/souda01.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	件数、内容別内訳	人事院規則13-5第6条に基づき作成された相談記録				
なし	倫理法等違反事業の調査及び懲戒処分等の状況	人事院	国家公務員倫理審査会事務局	一般職の国家公務員の倫理法等違反事業の調査及び懲戒処分等の状況を把握し、職員の倫理の保持の確保に資する。	平成13年 (平成12年度)	年	7月	https://www.jinji.go.jp/rinri/cvousa/iyokyo03.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	倫理法等違反事業の調査及び懲戒処分等件数	国家公務員倫理法第23条第1項及び第3項に基づき各府省から提出された報告書			
なし	指定職以上の職員に係る贈与等報告書(令和2年度分)並びに本府審判官以上の職員に係る贈与等報告書及び所得等報告書(令和2年度分)の提出状況	人事院	国家公務員倫理審査会事務局	国家公務員と事業者等との関係の透明性の確保	平成13年 (平成12年度)	年	7月	https://www.jinji.go.jp/rinri/nse/nse_main.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	贈与等報告書、誘引等報告書及び所得等報告書の提出件数	国家公務員倫理法第6条、第7条及び第8条に基づき各府省から提出された報告書の写し			
なし	指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出状況	人事院	国家公務員倫理審査会事務局	国家公務員と事業者等との関係の透明性の確保	平成13年 (平成12年度)	四半期	9月、12月、3月、6月	https://www.jinji.go.jp/rinri/nse/nse_main.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	贈与等報告書の提出件数	国家公務員倫理法第6条に基づき各府省から提出された報告書の写し			
なし	放射線施設等実態調査	人事院	職員福祉局職員福祉課健康安全管理推進室	職員の放射線障害の防止に関する諸施策を講ずるために必要な基礎資料を得ること	昭和49年	5年	12月	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	放射線施設等を有する機関の状況や放射線業務の従事状況など	規則10-4(職員の保護及び安全確保)第2条に基づき、各府省等から提出されたデータ			
00100503	公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告	内閣府	大臣官房公益法人行政担当室	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政が行った措置その他の事項についての概況、調査を行った結果を取りまとめることを目的とする。	平成26年	毎年	12月	https://www.koueki.info.go.jp/outline/koueki/toukei_n4.html	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公益法人数、理事・監事数、公益認定事業区分、資産状況、監督状況等	公益社団法人の認定等に関する法律第7条(公益社団法人の認定等に関する法律第22条第1項)等の規定により、法人から提出された情報	令和2年度分までe-Statにおいて公表済み その他の年度については随時公開予定		
00100112	児童手当事業年報	内閣府	子ども・子育て本部	児童手当制度における受給者数、支給対象児童数等の状況を把握し、児童手当制度の基礎資料を得ることを目的とする。	昭和47年 (昭和46年度分)	年	2月	https://www8.cao.go.jp/shoushi/idoustat/nr_syou.html	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	受給者数 支給対象児童数 支給総額	市町村及び公務員の所属庁において支払われた児童手当及び特別給付に関する情報(児童手当法第6条第1項、地方自治法第245条の4第1項)			
00100118	教育・保育施設等における事故報告集計	内閣府	子ども・子育て本部	教育・保育施設等で発生した死亡事故等を把握し公表することで、不慮の事故の回復を促すとともに、今後の施策における安全管理検討のための基礎資料とする。	平成28年 (平成27年度分)	年	6月～8月	https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinsido/out/irp/index.html#shinsido	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事故報告件数等	教育・保育施設等において発生した事故に関する情報(児童福祉法施行規則第40条の2の2、特定教育・保育施設及び指定地域型保育事業の運営に関する第22条、第50条)			
00100504	特定歴史公文書等の保存及び利用の状況	内閣府	大臣官房公文書管理課	公文書等の管理を適切に行うために、文書管理を所管する内閣府大臣が、その現状を一元的に把握し、コンプライアンスの確保に努めることを目的とする。	平成24年度	年	11月	https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hokoku/hokoku.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況 - 利用請求件数 等	特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について(公文書管理法第2条)		
00100505	行政文書の管理の状況	内閣府	大臣官房公文書管理課	公文書等の管理を適切に行うために、文書管理を所管する内閣府大臣が、その現状を一元的に把握し、コンプライアンスの確保に努めることを目的とする。	平成24年度	年	11月	https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hokoku/hokoku.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	行政文書ファイル等の保有数 - 行政文書ファイル等の媒体の種類 等	行政文書ファイル管理の記載状況その他の行政文書の管理の状況について(公文書管理法第9条)		
00100506	法人文書の管理の状況	内閣府	大臣官房公文書管理課	公文書等の管理を適切に行うために、文書管理を所管する内閣府大臣が、その現状を一元的に把握し、コンプライアンスの確保に努めることを目的とする。	平成24年度	年	11月	https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hokoku/hokoku.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人文書ファイル等の保有数 - 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況 等	法人文書ファイル管理の記載状況その他の法人文書の管理の状況について(公文書管理法第12条)		
00130001	犯罪統計	警察庁	刑事局捜査支援分析管理官	犯罪情勢を把握し、警察活動等の分析に用いるため。	昭和21年	月、年	毎月、年：2月	https://www.npa.go.jp/police/stat/statistic/sousa/statistic.html	有	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	犯罪統計総則、検挙人員、特別犯罪検挙件数、検挙人員	犯罪統計総則(昭和40年公安委員会規則第4号)		
00130002	道路の交通に関する統計	警察庁	交通局交通企画課	効果的な交通安全施設施策の基礎となる交通事故統計を作成するため。	昭和23年	月、年	毎月、年：7～9月、1～3月	https://www.npa.go.jp/police/stat/statistic/soutou/index_liko.html	有	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	交通事故統計 - 30日以内交通事故死者の状況 - 交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取扱い状況 - 交通事故の発生状況	交通事故統計取次要綱(令和3年8月3日付け警察庁交安発第82号ほか別添)	
なし	行政機関等個人情報保護法施行状況調査	個人情報保護委員会	事務局監視・監督室	本法の施行の状況を把握し、必要と認められる場合には改善措置を適切に講ずる必要があるため。また、本法の施行の状況を広く国民に明らかにして透明性を高め、本法及びその運用に関する正確な理解を深めるため。	平成18年	年	不定期	準備中	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	関係請求件数、処理の状況 - 個人情報の漏えい等の件数 - 個人情報情報に係る安全確保の措置の状況	行政機関の保有する個人情報に関する法律第40条及び独立行政法人等の設置に関する個人情報の保護に関する法律第50条に基づき、行政機関及び独立行政法人等からなされた報告	令和3年度までは総務省設置場において実施。	
なし	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者庁	参事官(調査研究・国際担当)	消費者安全法に基づき通知された消費者事故等に関する情報について集約・分析し、消費者被害の未然防止、拡大防止等の施策に活用する。	平成22年	年	6月(予定)	https://www.cao.go.jp/policies/policy/consu/er_research/white_paper.html	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	消費者安全法に基づき通知された消費者事故等(消費者安全法第12条)			
なし	行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査	消費者庁	参事官(公益通報・国際担当)	国(関係府省庁及び外務)、都道府県、市区町村(合計約100機関)における、内閣府からの通報・相談窓口の設置状況、通報の受理等の件数、外閣の労働者からの通報・相談窓口の設置状況、公益通報者保護法の施行状況等の調査を通じて、公益通報者保護制度の円滑な運用と実効性の向上に向けた検討に関する基礎資料とする。	平成19年度	年	3月(予定)	https://www.cao.go.jp/policies/policy/consu/er_research/whiteline/blower_protection_survey_research/consuetic.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	行政機関の保有する個人情報に関する法律第40条及び独立行政法人等の設置に関する個人情報の保護に関する法律第50条に基づき、行政機関及び独立行政法人等からなされた報告	行政機関における公益通報者保護法の施行状況を把握するための、各府省庁、都道府県、市区町村から提出された調査票(消費者庁及び消費者委員会設置法第5条)		
00160003	地方消費者行政の現況調査	消費者庁	地方協力課	地方自治体における消費者行政の現況を把握し、地方消費者行政の企画・立案に資することを目的としている。 本調査は、地方に向き、ヒアリングを行うなどの積極的延長として行うものであり、その結果は執務上の参考資料となる。	平成21年	年	10月(予定)	https://www.cao.go.jp/policies/policy/local_cooperation/ncsl_cons/er_administration/status_investigation/	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地方自治体ごとの相談窓口の設置・開所状況、位置付け、行政担当職員の配置状況及び資格保有状況などの現況	地方消費者行政の現況を把握するための、各自治体から提出されたデータ		

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) ア公表月	(7) イ、HP掲載URL	(7) ウ、e-Statへの掲載の有無	(7) 公表方法											(7) オ、その他(非公表の場合、その理由等)	(8) 主な集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考				
									(7) エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																		
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式																		
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と同等したデータ形式を掲載してください。	② 時系列表の掲載の有無	③ 統計の概要の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当がない場合は「該当なし」と回答してください。)					⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無			
なし	公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査	消費者庁 参事官(公益通報・協働担当)	民間事業者(約15,000社)及び労働者(約3,000人)を対象に、公益通報者保護法の認知状況や内部通報制度の運用上の課題等の調査を通じて、公益通報者保護制度の普及・啓発、実効性の向上に向けた検討に関する基礎資料とする。	平成17年度	隔年	1月(予定)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-advocacy/policies/whistleblower-protection-system/research/#social	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	民間事業者に関する事項 ・公益通報者保護法の認知状況 ・内部通報制度の導入の目的・理由 甲 内部通報制度の信頼性・安心感向上のために事業者が講じている方策 乙 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために求められる措置 労働者に関する事項 ・公益通報者保護法の認知状況 ・通報・相談窓口を利用しやすくするために労務提供先に進むこと ・公益通報者保護制度の実効性を向上させるために求められる措置	民間事業者及び労働者の公益通報者保護法の認知状況等の実態把握するため、民間事業者及び労働者から提出された調査票(消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第22号)				
なし	風評被害に関する消費者意識の実態調査	消費者庁 消費者安全課	消費者庁では、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、消費者の理解増進を図る風評被害対策に取り組んでいる。この取組の一環として、消費者意識の実態調査を行い、本調査結果を基盤として行っている。各地でのリスコミュニケーションを始め、各種の施策等に活用している。	平成24年度	年	2月(予定)	https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/understanding_food_and_medication_risk.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・検査についての知識 ・食品選択についての考え方 ・福島県リスクの受止め等	風評被害に関する消費者意識の実態を調査するため、被災地域及び罹災圏の消費者を対象としたインターネット調査により得られたデータ			
なし	食品表示に関する消費者意向調査	消費者庁 食品表示企画課	消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)において、食品表示制度について、消費者の更なる食品表示の活用に向け、戦略的な普及啓発に取り組むこととされている。 本調査は、消費者の食品表示制度に対する理解度を調査し、その結果を分析することで、食品表示法の関係法令やガイドライン等の定規状況を把握するとともに、消費者の食品表示に対するニーズを把握し、食品表示制度の見直しに役立てることを目的とする。	平成28年度	年	6月(予定)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2017/#food220624	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ア) 属性(消費者の年齢、地域、男女の別等) イ) 食品表示制度等の理解・活用状況 ロ) 実態表示、アレルギー表示、原材料・添加物表示、原料産地表示、製造所固有記号等の理解・活用状況(製造所固有記号等抽出データベースの活用状況を含む。) ウ) 個別のテーマについて ・アレルギー表示の活用状況、課題及び要望 ・食品添加物表示に関する認知度等 ・新たな原料産地表示制度の認知度、理解度等 ・乳飲料専用食品の認知度等 エ) 現行の食品表示に対する課題と要望 オ) 文字の大きさ、情報量のバランス及び表示方法等	消費者の食品表示に対する認知状況等の実態を把握するため、ウェブを用いて提出された調査票(消費者庁及び消費者委員会設置法第4条14の2)			
なし	消費者意識基本調査	消費者庁 参事官(調査研究・国際担当)	消費者の日常の消費生活における意識や行動、消費者事故、トラブルの経験等を調査し、その結果を分析することで、消費者意識の浸透や求められる政策ニーズ等を把握し、消費者政策の企画立案にいかす。	平成24年度	年	7月(予定)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-research/research/survey002/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	日頃の消費生活での意識や行動、消費者トラブルの経験等の消費生活調査	調査対象者から委託業者を通じて取得した調査データ及び委託業者が作成した集計表		
なし	消費生活意識調査	消費者庁 参事官(調査研究・国際担当)	本調査は、インターネットアンケートサービスを活用して、消費者の意識や行動、消費者トラブルの状況を把握することを目的とする。	令和4年度	不定期	7月、10月、12月	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-research/research/survey003/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	日頃の消費生活での意識や行動、消費者トラブルの経験等の消費生活調査	インターネット調査によって得られたデータ		
なし	行政手続等の棚卸結果等	デジタル庁 戦略・組織グループ	行政手続のオンライン化状況等の実態把握のため。	平成15年	年	おおむね3月	https://cic.go.jp/teta/udki/tanaroshi/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続数 ・行政手続のオンライン利用率	情報連携技術を活用した行政の推進等に關する法律(平成14年法律15号)第1条(6条の規定により、行政機関が公表した資料) ・各行政機関の集計とまとめた数値を活用しており、個別データ等は保有していない。	平成30年度以前の調査は総務省において、平成31年度～令和2年度までは内閣府(情報連携推進(11)総合戦略)において実施。	
なし	行政執行法人の常勤職員数の国勢報告	総務省 行政管理局管理課 独立行政法人制度担当	行政執行法人の常勤職員数を把握するもの。	平成13年度	年	3月頃	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/zyokan/samr/stata/2_06.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	常勤職員数	独立行政法人通則法第40条第2項		
なし	地方公共団体における行政手続等のオンライン利用の状況	総務省 自治行政局地域情報化企画室	行政手続のオンライン化状況等の実態把握のため。	平成15年	1年	おおむね3月	https://www.soumu.go.jp/doujin/index_0000_3.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況を把握するため、地方公共団体における主要な電子申請・届出等手続のうち「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年4月7日閣議決定)において、地方公共団体が優先的に、かつ、早急にオンライン化を推進すべき手続の手続届件数及びオンライン手続件数の実績について調査	「地方公共団体におけるオンライン利用促進計画」(令和2年3月7日閣議決定)において、地方公共団体の取組をフォローアップするため、政府において毎年オンライン化率の公表を推進していることとされている。		
00200111	行政機関等情報公開法施行状況調査	総務省 行政管理局調査法制課法制管理室	本法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めること。	平成14年	年	不定期	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/zyokan/samr/ryokohokou/0004.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・開示請求の件数と処理の状況 ・開示決定等の状況 ・審議請求の件数と処理の状況 ・手数料の減免の状況	行政機関の保有する情報の公開に関する法律25条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律24条に基づき、行政機関及び独立行政法人等からなる報告		
00200101	行政手続法の施行状況に関する調査	総務省 行政管理局調査法制課法制管理室	行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行を確保するため。	平成7年度	不定期	不定期	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/zyokan/samr/stata/0004/index.html#chousa	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・申請に対する処分データ(行政手続法第5条・第6条) ・不利処分データ(行政手続法第12条・第15条) ・審査基準・標準処理期間・処分結果等の状況データ(行政手続法第35条・第36条・第38条の2) ・処分等の求めへの対応状況 ・意見公募手続等データ(行政手続法第33条・第34条・第38条・第40条・第43条)	申請に関する情報の公開に関する法律25条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律24条に基づき、行政機関及び独立行政法人等からなる報告	
00200102	行政不服審査法等の施行状況に関する調査	総務省 行政管理局調査法制課法制管理室	行政不服審査法等に基づき、国又は地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立て制度の適正かつ適切な運用を図るための基礎資料を得るため。	昭和37年度	不定期	不定期	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/zyokan/samr/stata/0004/index.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・不服申立ての届出ごとの処理件数、処理内容、再審査の請求及び再審査請求(行政不服審査法第2条、第3条、第5条、第6条等)等	行政庁に告示された不服申立て(審査請求、再審査の請求及び再審査請求(行政不服審査法第2条、第3条、第5条、第6条等)等)	
なし	行政相談の実績	総務省 行政評価局行政相談企画課	行政相談受付件数を把握し、行政相談業務の運営に資するため。 また、そのデータを公表することにより、国民に行政相談を周知し、利用を促すため。	昭和36年	年	おおむね6月	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ryokohokou/sudan/n/1/tuseki.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・受付窓口別行政相談受付件数 ・相談内容別行政相談受付件数 ・行政分野別行政相談受付件数	行政相談総合システムに登録されている情報	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) ア公表月	(7) イ、Hの掲載URL	(7) ウ、e-Statへの掲載の有無	(7) 公表方法										(7) オ、その他(非公表の場合、その理由等)	(8) 主な集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及其取集等に関する根拠規定	(10) 備考									
									(7) エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																						
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式														② 時系列表の掲載の有無	③ 統計の概要の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当しない場合は「該当なし」と回答してください。)	⑤ 分類項目・集計項目の掲載の有無					
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合は、そのデータ形式を回答してください。	右の項目で「その他」と回答した場合は、そのデータ形式を回答してください。														
なし	政策評価の実施状況等の調査報告	総務省	行政評価局政策評価課	各行政機関における政策評価等の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況を明らかにするための。	平成14年	年	6月頃	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/senaku/n/enri/houkoku.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	・政策評価等の実施状況 ・政策評価の結果の政策への反映状況	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号) 第19条								
00200241	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査	総務省	自治行政局住民制度課	住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数を明らかにすること。	昭和43年(人口動態は昭和54年)	年	6~7月頃	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jijih_eyo_senji/senji/kyosei/houkoku.html	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	人口、人口動態及び世帯数	住民基本台帳(住民基本台帳法第37条)							
なし	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査	総務省	自治行政局市町村課	地方公共団体における行政改革の取組状況等を把握するため。	平成23年度	年	3月頃	http://www.soumu.go.jp/iken/main.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・窓口業務の民間委託等の実施状況等	「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」の結果						
なし	公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果	総務省	自治行政局市町村課	地方公共団体における公の施設の指定管理者制度の導入状況を把握するため。	平成18年度	3年	3月頃	http://main.content/008004/851.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・指定管理者制度の導入施設数 ・指定管理者制度の導入施設の状態等	「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」の結果						
なし	地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査	総務省	自治行政局市町村課	地方公共団体相互における事務の共同処理の状況を把握するため。	昭和39年度	2年	12~3月頃	https://www.soumu.go.jp/main/content/000793/465.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	連携協的、協議会、贈与等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合の設置状況(協定方式、事務の移譲、設置主体別の状況等)	地方自治法第245条の4						
00200201	行政投資実績<都道府県別行政投資実績報告書>	総務省	自治行政局地域振興課	国、地方公共団体等が行う投資的事業の地域別、事業別の実施状況を把握し、今後の社会資本整備、さらには国土政策や地域政策の推進に資すること。	昭和37年	年	12~3月頃	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jijih_eyo_senji/c_ourei/kanrenhoukei.html	有	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	地域別、事業別行政投資実績	「決算書」(地方自治法第233条)	・業務統計の作成に際し、届出者からの同意を得て当該行政記録情報を使用 ・e-stat掲載は平成18年度以降の分					
なし	自治体DX・情報化推進概要	総務省	自治行政局地域情報化企画室	地方公共団体における行政情報化施策等の取組を実施する際の参考とするため。	平成9年から作成していることを確認	1年	おおむね3月	http://www.soumu.go.jp/denshi/jijih/06012_02.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地方公共団体の行政情報化の推進状況	都道府県、市町村を対象とした行政情報化調査結果					
なし	土地開発公社事業実績調査結果	総務省	自治行政局地域振興課	全国の土地開発公社の経営状況などを把握するため。	平成12年(確認できるもの)	年	12~3月頃	https://www.soumu.go.jp/ourei/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	土地の取得実績、土地の保有状況	全国の土地開発公社の土地の取得実績や土地の保有状況	・業務統計の作成に際し、届出者からの同意を得て当該行政記録情報を使用				
00200216	地方公共団体定員管理調査結果	総務省	自治行政局公務員部総務課	地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態を把握し、適正な定員管理に資することを目的とする。	昭和50年	年	12月	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jijih_eyo_senji/c_ourei/kyosei.html	有	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	地方公共団体における部門別、職種別職員数	地方自治体が業務遂行上増られた、地方公務員の職員数に関するデータ ・地方自治法第45条の4					
00200211	地方公務員給与実態調査(補充調査、附帯調査)	総務省	自治行政局公務員部総務課	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。	昭和37年	年	補充調査は12月、それ以外は調査の年に補完調査は3月	http://www.soumu.go.jp/iken/main.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	職種別職員数・給与額及び採用職員数、退職者数・手当額等	地方自治体が業務遂行上増られた、地方公務員の給与情報に関するデータ ・地方自治法第45条の4				
00200221	地方公務員共済組合等事業年報	総務省	自治行政局公務員部福利課	地方公務員共済組合の制度全般についての現状と動向を把握するため。	昭和38年度	年	3月	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jijih_eyo_senji/kyosei/020001/32.html	有	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	・共済法の適用状況 ・給付、長給給付支給状況 ・各経理貸借対照表及び損益計算書 ・事業報告書(地方公務員等共済組合法施行規程第161条第2項及び第3項)	「貸借対照表及び損益計算書(地方公務員等共済組合法第22条第2項)」、 「事業報告書(地方公務員等共済組合法施行規程第161条第2項及び第3項)」				
00200231	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙別人員調査	総務省	自治行政局選挙部	選挙関係業務の参考に資するため。	平成12年(確認できるもの)	年	4月	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/senkyo.html	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数	公職選挙法(第5条の3)				
00200232	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数	総務省	自治行政局選挙部	選挙関係業務の参考に資するため。	平成12年(確認できるもの)	年	12月	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/senkyo.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選挙人名簿登録者数等	公職選挙法(第5条の3)				
00200233	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に関する調査	総務省	自治行政局選挙部	選挙関係業務の参考に資するため。	平成12年(確認できるもの)	年	1月	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/senkyo.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地方公共団体の議会の議員の任期満了者数等	公職選挙法(第5条の3)				
00200234	地方選挙結果調査	総務省	自治行政局選挙部	選挙関係業務の参考に資するため。	昭和22年	4年	まとまり次第	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shihou.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	統一地方選挙の結果	公職選挙法(第5条の3)				
00200235	衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査結果調査	総務省	自治行政局選挙部	選挙関係業務の参考に資するため。	明治23年	不定期	まとまり次第	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shuain.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	衆議院総選挙等の結果	公職選挙法(第5条の3)				
00200236	参議院議員通常選挙結果調査	総務省	自治行政局選挙部	選挙関係業務の参考に資するため。	昭和22年	3年	まとまり次第	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	参議院通常選挙の結果	公職選挙法(第5条の3)				
なし	政治資金収支報告書の概要	総務省	自治行政局選挙部政治資金課	政治資金の収支等を明らかにするための。	不明	年	11月(総務大臣届出後12月(都道府県選挙管理委員会))	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/senkyo.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	政治資金の収支の状況等	政治資金規程法第12条、第17条に基づいて提出された政治資金収支報告書				
なし	政党交付金使途報告書の概要	総務省	自治行政局選挙部政治資金課	政党交付金の使途等を明らかにするための。	平成8年	年	9月	http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/senkyo.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	政党交付金の使途	政党助成法第17条、第28条、第29条に基づいて提出された政党交付金使途等報告書				
なし	第三セクター等の状況に関する調査	総務省	自治行政局公営企業課	地方公共団体が出資、出先を行っている法人等の出資、経営等の状況を把握するため。	平成12年	隔年	12月	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第三セクター等の数・出資額、決算資料等	地方公共団体が出資・出先を行う企業の実績(地方自治法第252条第170の5)				
00200251	地方財政状況調査	総務省	自治行政局財務課	法定白書である「地方財政の状況(地方財政白書)」を作成等	昭和26年	年	3月	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	有	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	地方財政白書等	地方公共団体の決算(地方自治法第252条の170の5)			
00200252	公共施設状況調査	総務省	自治行政局財務課	公共施設の状況を把握して地方公共団体の能率的な行政に資するための資料作成等	昭和37年	年	3月	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	地方財政白書	地方公共団体の施設の数(地方自治法第252条の170の5)		
なし	地方公共団体の決算に係る財務書類の作成状況等	総務省	自治行政局財務課	簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に資する法律(平成18年法律第47号)第4条第2項の規定に基づき、地方公共団体の財務書類の整備に際しての情報を提供	平成18年度	年	7月頃	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地方公共団体の財務書類の作成状況等(簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に資する法律(平成18年法律第47号)第4条第2項の規定に基づき、地方公共団体の財務書類の整備に際しての情報を提供)	地方公共団体の財務書類の作成状況等(簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に資する法律(平成18年法律第47号)第4条第2項の規定に基づき、地方公共団体の財務書類の整備に際しての情報を提供)		
なし	決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率	総務省	自治行政局財務課	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第3項及び第22条第1項の規定に基づき、地方公共団体から報告があった健全化判断比率及び資金不足比率を取りまとめる、その概要を公表	平成20年度	年	9月(簿記)11月(簿記)	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	健全化判断比率等(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第5項、第22条第3項)			
なし	放送の停止事故の発生状況	総務省	情報流通行政局放送技術課(地域放送推進室)	総務省は、放送法(昭和25年法律第132号)の規定に基づき、放送事業者から、設備の状況(放送停止事故の発生状況)について、定期的に報告を求めており、この結果を公表するため。	平成23年	年	おおむね10月	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放送の停止事故の発生状況	設備に関する報告(放送法施行規則第127、159条)		
なし	字幕放送等の実績	総務省	情報流通行政局地上放送推進室(地中放送課)	テレビジョン放送を行う基幹放送事業者による字幕放送等の実績を明らかにするため	平成14年度	年	おおむね9月	http://www.soumu.go.jp/iken/kyosei/020001/32.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	字幕放送等の時間数	字幕放送等の時間数(放送分野における情報アクセシビリティに関する指針)	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) ア公表月	(7) イ、HP掲載URL	(7) ウ、e-Statへの掲載の有無	(7) 公表方法											(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録簿等及びその取集等に関する根拠規定	(10) 備考			
									(7) エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)															
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式															
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	② 左の項目で「その他」と回答した場合、そのデータ形式を記載してください。	③ 時系列表の有無	④ 地域区分の有無(該当しない場合は「該当なし」と回答してください。)	⑤ 分類項目・集計項目一覧の有無			⑦ オ その他(非公表の場合、その理由を)		
なし	民間放送事業者の収支状況	総務省	情報流通行政局地上放送課(衛星・地域放送課、地放放送課)	民間放送事業者の収支状況を把握するため。	不明	年	おおむね9月	https://www.soumu.go.jp/memo_news/s/news/01vutsu09_02000297.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地上基幹放送事業者、衛星放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の収支状況等	・電通法施行規則第43条の2第2項 ・放送法施行規則第85条第2項 ・放送法施行規則第170条第2項			
なし	ケーブルテレビの現状	総務省	情報流通行政局衛星放送課	ケーブルテレビの普及状況を把握するため。	昭和23年(確定できるもの)	1年	おおむね9月	http://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/ictaisaku/hosoujokusuhin/cstv_kokei.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	登録に係る自主放送を行うための有線電送設備設置によりサービスを受ける加入者数等	放送法施行規則第160条、第170条等			
なし	特定信書便事業の現状	総務省	情報流通行政局郵政行政部信書便事業課	特定信書便事業の現状を把握するため。	平成20年	年(ただし平成21年は報道発表せず。)	8月又は9月(または来年度)	https://www.soumu.go.jp/memo_news/s/news/01vutsu07_02000032.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	特定信書便事業者数、役員提供件数、信書便物取扱受取、信書便売上高等	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号)令第27号)第41条の規定に基づき、事業者から毎年7月10日までに提出される前年度の事業実績報告書	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号)令第27号)第41条の規定に基づき、事業者から毎年7月10日までに提出される前年度の事業実績報告書	
なし	電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	電気通信事業分野における市場動向の分析・検証結果等を公表するため。	平成29年	年	おおむね8月	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/ictaisaku/kyouhoukyoukaibai.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定系通信市場の動向・移動系通信市場の動向など	事業報告書(電気通信事業報告規則)		
なし	電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、料金サービス課、データ通信課	電気通信事業の公正競争の促進、電気通信サービスの円滑な提供の確保、電気通信の健全な発達等が図られているか分析・検証を行うことを目的としている。	平成15年	四半期	6月、9月、12月、3月	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/ictaisaku/kyouhoukyoukaidata.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定系通信の契約数の推移・移動系通信の契約数の推移など	事業報告書(電気通信事業報告規則)		
なし	通信量からみた我が国の音声通信利用状況	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	国民生活や社会経済活動に不可欠な電気通信サービスの在り方を検討するために、その利用動向を客観性・信頼性のあるデータに基づいて把握すること、また、そのデータを公表することにより、国民利用者の電気通信サービスに対する理解を深めることを目的としている。	昭和23年	年度	11~3月頃	https://www.soumu.go.jp/kyouhoukyoukaidata/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定系通信(加入電話・ISDN)の各利用状況 ・IP電話の利用状況 ・移動系通信(携帯電話・PHS)の利用状況 ・国際電話の利用状況	事業報告書(電気通信事業報告規則)		
なし	我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	我が国のインターネットにおけるトラフィックの推移を把握するため。	平成17年	年2回	おおむね8月、2月	https://www.soumu.go.jp/kyouhoukyoukaidata/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定(ISP、IX)のトラフィック状況	電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ		
なし	電気通信サービスの事故発生状況	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室	1年間の電気通信サービスの安全・信頼性の状況評価の一環	平成20年度	年	7~9月頃	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/ictaisaku/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	継続時間、影響利用者数、原因、対象設備、影響を受けた設備等	電気通信事業法第25条、第106条、電気通信事業法施行規則第58条及び電気通信事業報告規則第7条の3)		
なし	電気通信番号の使用状況	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部電気通信番号システム課番号企画課	電気通信番号の効率的な使用の確保に資するため。	平成16年	年	7~8月頃	https://www.soumu.go.jp/memo_news/s/news/01kiban06_02000297.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気通信番号の使用状況	電気通信事業報告規則第8条(電気通信番号に関する使用状況報告)		
なし	固定端末系伝送設備の設置状況	総務省	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第1項の規定の適正な運用のため。	平成16年度	年1回	6月~8月頃	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/ictaisaku/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各単位指定区域における固定端末系伝送設備の設置状況	事業報告書(電気通信事業報告規則)		
00200523	住民基本台帳人口移動報告	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	市町村長(東京都特別区の区長を含む)が作成する住民基本台帳人口、人口の移動状況を明らかにすること。	昭和29年	月	毎月、1月、4月	http://www.stat.go.jp/data/ido/	有	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	刊行物	住民基本台帳法第37条(資料の提供)		
なし	統計法施行状況報告	総務省	政策統括官(統計担当)付統計企画管理官	統計法の適正な運用を確保する目的から、毎年度、総務大臣が、統計法の施行状況について把握するもの。	平成21年度	年	7月	https://www.soumu.go.jp/kyouhoukyoukaidata/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	統計法第55条第1項に基づく各府省等からの報告	統計法については報告書の一部として掲載されている。		
00200051	恩給統計	総務省	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官付情報処理調査室	恩給受給者数等の現状を把握し、恩給行政の運営に資するため。	昭和28年	年	6月	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	恩給種別、公務員別、年齢階層別人員	恩給等受給者データベース		
00200052	都道府県知事裁定恩給に関する統計	総務省	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官付情報処理調査室	都道府県知事裁定にかかる恩給受給者数等の現状を把握し、都道府県の事務の適切な処理に関する情報を提供するため。	昭和28年	年	6月	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	恩給種別、公務員別、年齢階層別人員	地方自治法第245条の4		
なし	電気通信紛争処理委員会の年次報告	総務省	電気通信紛争処理委員会事務局	電気通信紛争処理委員会のあつせん及び仲裁の状況を総務大臣に対して報告するもの。	平成13年度	年度	翌年度4月	https://www.soumu.go.jp/memo_saisaku/hokoujyousei/index.html#hanso	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	あつせん及び仲裁の状況	電気通信紛争処理委員会令第14条		
00201001	公害苦情調査	総務省	事務総務課	全国の地方公共団体の公害情報相談窓口が受け付けた公害苦情の現状や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供することにも、公害情報管理事務の円滑な運営に資することを目的としている。	平成6年度	年度	12月	https://www.soumu.go.jp/kyouhoukyoukaidata/kyouhoukyoukaidata/marker01_05_01.html	有	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	公害の種類別苦情件数の推移 都道府県別公害苦情件数の推移	公害紛争処理法第49条の2		
なし	製品火災に関する調査結果	消防庁(総務省)	予防課	消費者の安心・安全を確保するため、火災の原因となる危険な製品の濃度防止を目的として自動燃焼等、電気製品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」及び「原因の特定に至らなかった火災」の製品情報を毎年報毎に取りまとめている。当該調査結果を広く国民に周知することにより、製品に起因する火災の再発防止を目的としている。	平成20年	四半期	6月、9月、12月、3月	https://www.fdma.go.jp/misison/organization/cas/iss/24530.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	製品火災に係る報告について(平成21年4月14日付 消防予第154号 消防法第16号 消防特第07号 通知)	製品火災件数、製品別情報	
なし	夏期における熱中症による救急搬送人員の調査	消防庁(総務省)	消防・救急課救急企画室	全国的な熱中症による救急搬送者数を収集し、公表することで熱中症に対する注意を呼びかける。	平成20年	月	月(8~10月)	https://www.fdma.go.jp/disastr/#anchor-07	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	都道府県別熱中症による救急搬送状況	消防庁統計調査システム 消防組織法第40条	
なし	救急出動件数等に関する調査	消防庁(総務省)	消防・救急課救急企画室	全国的な救急出動件数等の状況を把握し、その傾向・特徴等の分析の資料とする。	不明	年	3月	https://www.fdma.go.jp/Arresst/iss/hokoujyousei/2000027_hokoujyousei_2.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	救急出動件数、救急搬送人員等の連絡集計	救急事故等報告書等に基づく救急出動件数及び救急事故等種別件数を取りまとめたもの 消防組織法第40条	
なし	救急・救助の現状	消防庁(総務省)	消防・救急課救急企画室 国民保護・防災部事務官 国民保護・防災部防災課広域応援室	全国的な救急、救助の状況を収集し、その傾向・特徴等の分析の資料とする。	昭和23年	年	12月	https://www.fdma.go.jp/publication/rescue	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	救急業務の実施状況、救急訓練・救助活動の実施状況 消防防災ヘリコプターによる救急・救助活動実施状況	消防庁統計調査システム 消防組織法第40条	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) ア公表月	(7) イ、HP掲載URL	(7) 公表方法											(8) 主要集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録簿等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考										
								(7) エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																							
								① 統計表(又は統計データ)の公表形式																							
								DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合、そのデータ形式を回答してください。	② 時系列表の有無	③ 統計の概要の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当がない場合は、「該当なし」と回答してください。)				⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無									
なし	国債統計年報	財務省	理財局国債企画課	国債、借入金等の現在額・増減額等を取りまとめた国債集計の資料に資するため、また、一般の利用に供するため。	明治40年(確定できる資料)	年	11月頃	https://www.mof.go.jp/jpb/publication/annual-report/index.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	・国債、借入金等の現在額、国債、借入金等の負債会計別現在高ほか	国債の発行及び償還等の情報								
なし	分離連絡振替国債の分離状況	財務省	理財局国債企画課	分離連絡振替国債の分離状況等を取りまとめた一般の利用に供するため。	平成15年	四半期	4月、7月、10月、1月	https://www.mof.go.jp/jpb/reference/appendix/saui/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	分離連絡振替国債の分離状況	国債の発行及び償還等の情報						
なし	分離元本及び分離利息振替国債の現在高推移	財務省	理財局国債企画課	分離連絡振替国債の分離状況等を取りまとめた一般の利用に供するため。	平成15年	四半期	4月、7月、10月、1月	https://www.mof.go.jp/jpb/reference/appendix/saui/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	分離元本振替国債の現在高推移、分離利息振替国債の現在高推移	国債の発行及び償還等の情報					
なし	国債及び借入金並びに政府保証債の現在高	財務省	理財局国債企画課	内国債及び借入金、政府短期証券並びに政府保証債の現在高について、透明性と情報開示を促進するため。	平成11年まで(「国債及び借入金現在高」の名称)	四半期	5月、8月、11月、2月	http://www.mof.go.jp/jpb/reference/gpb/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国債及び借入金現在高、政府保証債現在高	国債の発行及び償還等の情報					
なし	国債の償還予定額	財務省	理財局国債企画課	償還に関する情報を開示することで国債市場の透明性を向上させるため。	平成27年	月	毎月	http://www.mof.go.jp/jpb/reference/appendix/ymdmt/index.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国債の償還予定額	国債の発行及び償還等の情報				
00350400	国有財産統計	財務省	理財局管理課 国有財産情報室	国有財産の現在額・増減額等及び国有財産行政の概況について、国民に明らかにするため。	昭和32年	年	3月	https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm	有	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	刊行物	・国有財産区分別現在額、国有財産区分別増減額、行政財産(土地)の現況(審判財産、土地)の現況ほか	国有財産増減及び現在額報告書(国有財産法第33条)等					
00350400	塩業給見直し	財務省	理財局総務課 塩業課	民間事業者及び消費者に塩の供給に係る的確な情報を提供することにより、事業者の事業活動の計画を、同時に塩の供給及び価格の安定を図るため、作成している。	平成10年	年	3月	https://www.mof.go.jp/lab-sal/reference/sal-forsalt/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	塩業給見直し	塩業法第3条に基づき、各塩事業者及び塩業センターからなされた報告				
00350450	塩業給実績	財務省	理財局総務課 塩業課	塩業給見直しを補完するとともに、塩事業者及び消費者に対し必要な情報を提供するため、作成している。	平成10年	年	6月	https://www.mof.go.jp/lab-sal/reference/sal-forsalt/result/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	塩業給実績	塩業法第30条に基づき、各塩事業者及び塩業センターからなされた報告				
なし	金利スワップ取引実施状況	財務省	理財局国債業務課	国債の金利スワップ取引状況について、透明性と情報開示を促進するため。	平成18年	半期	4月、10月	https://www.mof.go.jp/jpb/loanswap/index.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金利スワップ取引の概況、金利スワップ取引実施状況	国債の金利スワップ取引実施基本要綱			
なし	財政投融资特別会計における金利スワップ取引実施状況	財務省	理財局財政投融资課	財政投融资特別会計における金利スワップ取引状況について、透明性と情報開示を促進するため。	平成23年	半期	4月、10月	https://www.mof.go.jp/jpb/reference/zaitou-swap/isashi-youkyou.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金利スワップ取引の概況、金利スワップ取引実施状況	財政投融资特別会計における金利スワップ取引実施基本要綱			
なし	財政投融资別実行状況	財務省	理財局財政投融资課	機関別別別実行別の実行状況を明確にすることを目的としている。	平成21年度	月	毎月	https://www.mof.go.jp/jpb/reference/zaitou-jikan/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	財政投融资の実績	当該年度の財政投融资計画の機関別別別実行別の実績			
なし	財政融資資金現在高	財務省	理財局管理課	財政融資資金の現在高を明確にすることを目的としている。	平成22年度	月	毎月	https://www.mof.go.jp/jpb/reference/fif-bal/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	財政融資資金の月末現在高	財政融資資金月末現在高			
なし	産業投資現在高	財務省	理財局財政投融资課	産業投資の現在高を明確にすることを目的としている。	平成22年度	月	毎月	http://www.mof.go.jp/fif/reference/fif-bala/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	産業投資の月末現在高	産業投資の月末現在高			
なし	財政融資資金運用報告書	財務省	理財局財政投融资課	財政融資資金法の規定に基づき、財政融資資金運用報告書を作成している。	昭和26年度	年	翌年度・7月	https://www.mof.go.jp/jpb/reference/fif-senmon-sent-report/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	財政融資資金の運用状況	財政融資資金の運用状況等	財政融資資金の運用状況 ※ただし、「損益計算書」貸借対照表」の2点については加工された数値(加工統計)が送付されている。		
なし	国庫の状況報告書	財務省	理財局国庫課	財政法第46条第2項の規定に基づく国庫及び国債に対する報告である。政府預金の増減を明確にすることを目的として財政資金対民間収支等の状況を集計している。	昭和22年	四半期	6月、9月、12月、3月	https://www.mof.go.jp/explorer/reference/explorer-report/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	・政府預金残高、財政資金対民間収支	政府預金の増減			
なし	外貨準備等の状況	財務省	国際局為替市場課	外国為替相場の変動のために行う為替介入等の原資として外国為替基金特別会計及び日本銀行が保有する外貨準備資産の状況を明らかにすることを目的としている。	昭和27年(確定できる資料)	月	毎月	https://www.mof.go.jp/international/policy/reference/official-reserve-assets/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外貨準備、その他外貨資産	外貨準備の公表にかかるガイドライン(International Reserves and Foreign Currency Liquidity Guidelines for a Data Template (1冊作成))に沿って計上			
なし	外国為替基金特別会計の外貨運用収入の内訳等	財務省	国際局為替市場課	外国為替基金特別会計の保有する外貨運用資産の運用状況を示すこと	平成19年	年	11月	https://www.mof.go.jp/international/policy/reference/saitamotokai/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外貨運用収入の内訳等	決算書(財政法第40条)			
なし	外国為替平衡操作の実施状況【月次・四半期】	財務省	国際局為替市場課	外国為替相場の変動のために行う外国為替平衡操作(為替介入)の状況を明らかにするため。	平成3年	月・四半期	2月、5月、8月、11月	https://www.mof.go.jp/international/policy/reference/fiao/index.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外国為替平衡操作(為替介入)の実施金額	外国為替および外国為替基金法第3条第3項に基づく措置(外国為替平衡操作)の実績			
なし	開発途上国に対する資金の流れ	財務省	国際局開発政策課	経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)からの要請に基づき実施している含加算国庫から開発途上国等への開発協力実績等の集計について、我が国における動向を把握するため。	平成7年	年	3月頃	https://www.mof.go.jp/international/policy/reference/financial-fin-to-developing-countries/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	政府開発援助(OAD)、その他の政府資金(OOF)、民間資金(PF)の支出総額・支出総額・回収額	経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)からの要請に基づき実施されるもの。			
なし	国際収支統計	財務省	国際局為替市場課	一定の期間における居住者と非居住者の間で生じたあらゆる対外経済取引(「財務」サービス、証券の売買・金融取引、それに伴って生じる決済資金の流れ等)を体系的に記録することを目的としている。	昭和21年	月・年	月次：1~12月 年次：3月、5月	https://www.mof.go.jp/policy/international/policy/reference/balances-and-comments/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国際収支(記帳情報等)、 ・国際収支 ・増減額報告書 ・対外、対内直接投資 ・対外、対内証券投資(地域別・業種別) ・対外、対内証券投資	(記帳情報等) ・外国為替及び外国貿易法の規定に基づき報告 (課税法令) ・外国為替及び外国貿易法 第五十五条の九 ・対外、対内証券投資		
なし	本邦対外資産負債残高	財務省	国際局為替市場課	各年末における我が国の対外金融資産負債の増減・構成の状況を翌年5月末までに閣議報告し、対外公表することを目的としている。	昭和42年	年	5月	https://www.mof.go.jp/policy/international/policy/reference/visoda/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本邦対外資産負債残高(記帳情報等) ・直接投資・証券投資等残高(地域別) ・直接投資残高(地域別・業種別) ・証券投資残高(通算別・証券種別) ・債権/債務残高(通算別・円外資産) ・銀行等対外資産負債残高	(記帳情報等) ・外国為替及び外国貿易法の規定に基づき報告 (課税法令) ・外国為替及び外国貿易法 第五十五条の九 ・外国為替及び外国貿易法 第五十五条の九		
なし	対外及び対内証券売買契約等の状況	財務省	国際局為替市場課	財務大臣から指定された銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社からの報告に基づき、居住者・非居住者間の証券売買契約等の状況を明らかにすることを目的としている。	平成17年	週・月	毎週・毎月	https://www.mof.go.jp/policy/international/policy/reference/transactions-in-securities/data.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	対外及び対内証券売買契約等の状況(週次・月次) ・証券の発行・募集	証券の売買の契約に関する報告書(週次・月次) ・証券の発行・募集		
なし	オフショア勘定残高	財務省	国際局為替市場課	特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を保有する金融機関が、非居住者取引の相手方として国外から調達した資金を国外で運用する「外-外取引」を行うことを原則とした市場(後述オフショア市場)の取組を明らかにすることを目的としている。	平成8年	月	毎月	https://www.mof.go.jp/policy/international/policy/reference/offshore/data/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オフショア勘定残高の推移	資産負債状況報告書(外国為替取引等の報告に関する省令第120条)	
00351010	税務統計	課税庁(財務省)	長官官務企画課	国税に関する基礎統計として、国税の申告、課税、徴収された額に関する計数を増減し併せて租税収入の算出、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。	明治7年	年	6月	https://www.nta.go.jp/publication/statistics/tokusei/chokei/summary.htm	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申告所得税に係る申告及び知照の状況 ・法人税に係る取組年度別の課税状況 ・相続税に係る課税状況 等	確定申告書(所得税法第120条(ほか)) 確定申告書(法人税法第74条) 相続税の申告(相続税法第27条) 等	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署・課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) 公表方法																(8) 主要集計項目・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考	
						(7)エ. e-Statへの掲載状況(ウ. e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																			
						① 統計表(又は統計データ)の公表形式																			
						(7)ア 公表月	(7)イ. HTML掲載URL	(7)ウ. e-Statへの掲載の有無	DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合、そのデータ形式を回答してください。	② 時系列表の有無	③ 統計の範囲の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当がない場合は「該当なし」と回答してください。)	⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無	(7)オ その他(非公表の場合、その理由等)				
00051020	会社課本調査	課向け(財務部)	長官官房企画課	数が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見直し、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。	昭和26年	年	5月	https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokusai/chaikabunshu/kyosei-top.htm	有	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	資本金階級別の資本金、営業収入、申告所得等	確定申告(法人税法第74条)	
00051030	申告所得課本調査	課向け(財務部)	長官官房企画課	申告所得納税者について、所得者区分別・所得種別別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見直し、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。	昭和26年	年	2月	https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokusai/chaikabunshu/kyosei-top.htm	有	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	所得者区分別、合計所得階級別の合計所得金額、所得控除額等	確定申告(所得税法第120条)	
なし	国立大学法人等における役職員の給与水準	文部科学省	大臣官房人事課	国立大学法人等における役職員の給与水準等を把握するもの。	平成17年度	年	6月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2007/18427_00001.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人職員の年間給与額、対国家公務員指数等	国立大学法人等における役職員の給与水準		
00400101	公立学校施設実態調査	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)及び公立学校施設実態調査実施要領(昭和33年法律第81号)等に基づく国庫補助金の執行に関する資料を得るとともに、公立学校の施設の実態を把握することを目的とする。	昭和29年度	年	1~3月頃	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/11400101.htm	有	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	・学校数・学級数・児童生徒数(学校種別) ・必要・備有・整備資料、色紙、築改築面積(学校種別・建物区分別) ・構造別保有面積(学校種別・建物区分別) ・学校別建物の実態 ・公立学校数等の1校・1学級・1人当たり占有面積等 ・屋内運動場の保有状況(学校種別) ・地域別の小中学校建物の実態 ・校地面積(学校種別・用途別) ・公立学校建物の構造別保有面積(校舎・廊下・体育館・事務室等の計) ・公立学校の用途別校地面積(全道立)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
00400301	教職員に係る係争中の争訟事件等の調査	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育課	教職員に係る係争中の争訟事件等について、その概要を把握し、教職員の勤務状況等に関する基礎資料を得ることを目的とする。	昭和36年	年	5月頃	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/1267771.htm	有	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	・行政事件 ・不利益処分等請求 ・訴争事件 ・勤務条件に関する措置要求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
00400302	教職員の組織する職員団体の実態調査	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育課	教職員が組織する職員団体について、その加入者数や新採用職員の加入者数等の実態について調査し、文部行政上の基礎資料を得ることを目的とする。	昭和33年	年	1~3月頃	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/1268071.htm	有	○	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	・職員団体の加入者数 ・新採用教職員の加入者数	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
なし	高等学校における国際交流等状況調査	文部科学省	総合教育政策局国際教育課	高校生の海外留学生数の状況等を把握することを目的とする。	昭和61年度	2年	1~3月頃	https://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/126946.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・高校生の留学、外国への研修旅行 ・研修旅行の実施状況 ・高等学校における外国からの留学生、研修旅行生などの受入状況等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
00400305	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	文部科学省	総合教育政策局国際教育課	日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資する基礎資料を得ることを目的とする。	平成3年度	2年	9~12月頃	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/1269536.htm	有	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	・日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
なし	外国人の子供の就学状況等に関する調査	文部科学省	総合教育政策局国際教育課	外国人の子供の就学状況等を把握することを目的とする。	令和元年度	年	9~12月頃	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2019/130020.htm	有	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	・学齢相当の外国人の子供の生徒数 ・日本語指導が必要な外国人の子供の就学状況の把握状況等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
なし	高等学校卒業程度認定試験合格者の企業等における扱いに関する調査	文部科学省	総合教育政策局生涯学習推進課	地方自治体や企業における高等学校卒業程度認定試験の認知度及び合格者の採用に関する現状を調査、分析することにより、本制度の改善に資する基礎資料を得ることを目的とする。	平成17年度	不定期	随時	https://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2017/130020.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・高等学校卒業程度認定試験の認知度 ・採用試験、人事課における合格者の取扱い等	地方公共団体や企業における高等学校卒業程度認定試験の認知度及び合格者の採用に関する状況	
なし	高等学校教育の改革に関する推進状況	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育課(高等学校担当)	高等学校教育の改革の推進状況を把握し、今後の施策の推進の参考にすることを目的とする。	平成5年	およそ3年に一度	10~3月	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/126946.htm	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・(平成26年度調査) ・中高一貫教育校の設置、検討状況 ・総合学科、単位制の設置状況 ・生徒の自校以外における学修等の単位認定 ・転入学、編入学の機会拡大について ・全日制、定時制課程の高等学校等における遠隔教育の実施状況等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告	
00400204	学校図書館の現状に関する調査	文部科学省	総合教育政策局地域学習推進課	学校図書館関係の地方財政措置要望、委託研究、行政説明等を実施する際の基礎資料を得ることを目的とする。	平成4年	5年	随時	http://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/126924.htm	有	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	-	・学校図書館の人的・物的整備の現状 ・学校図書館における読書活動の状況	学校図書館の現状	
なし	通級による指導の実施状況調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	通級による指導の実施状況等を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成5年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/1402845_00006.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・通級指導実施状況(指導を受けている児童生徒数)	通級指導実施状況について都道府県等からなされた報告	
なし	学校における医療的ケアに関する実態調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	学校における医療的ケアに関する実態等を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成16年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shotou/2004/1402845_00006.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・医療的ケア受給者の医療的ケアの実施状況	医療的ケアの実施状況について都道府県等からなされた報告	
なし	特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	特別支援学校のセンター的機能の取組を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成19年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/content/20191225_mxt_tokubunshu/00000414-01.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況	特別支援学校のセンター的機能の取組について都道府県等からなされた報告	
なし	特別支援教育の体制整備状況調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	特別支援教育の体制整備等の状況を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成15年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/content/20191225_mxt_tokubunshu/00000414-01.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・特別支援教育の体制整備等の状況	特別支援教育の体制整備等の状況について都道府県等からなされた報告	
なし	病気療養児に関する調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	病気療養児に対する支援状況等を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成26年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/content/20191225_mxt_tokubunshu/00000414-01.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・病気療養児に対する支援の実施状況	病気療養児に対する支援の実施状況について都道府県等からなされた報告	
なし	教育と福祉の連携に関する調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	教育と福祉の連携状況等を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成30年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/content/20200317_mxt_tokubunshu/00005538-01.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・教育機関と福祉機関の連携状況	教育と福祉の連携状況について都道府県等からなされた報告	
なし	公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する調査の報告に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	就学先決定の状況等を把握し、今後の施策等の参考とするため。	平成30年度	年	3月	https://www.mext.go.jp/content/20200317_mxt_tokubunshu/00005538-01.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・就学先決定の状況	就学先決定の状況について都道府県等からなされた報告	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7)ア 公表月	(7)イ、HP掲載URL	(7)ウ、e-Statへの掲載の有無	(7)公表方法											(7)オ その他(非公表の場合、その理由等)	(8) 主な集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考							
									(7)エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																					
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式																					
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合、そのデータ形式を記載してください。	② 時系列表の掲載の有無	③ 統計の概要の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当しない場合は「該当なし」と回答してください。)					⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無						
なし	公立小学校・義務教育学校(前期課程)、公立中学校・中等教育学校(前期課程)、義務教育学校(後期課程)、公立高等学校・中等教育学校(後期課程)における英語教育実施状況調査	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	全国の公立小・中学校及び高等学校、義務教育学校及び中等教育学校における英語教育の取組状況を把握することを目的とする。	平成25年	年	4~7月頃	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/engkou/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・生徒の英語力の状況 ・英語担当教員の英語力の状況 ・英語指導助手(ALT)等の活用状況	公立小、中学校及び高等学校における英語教育の取組状況					
なし	全国学力・学習状況調査	文部科学省	総合教育政策局調査企画課	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立つ、各大学の教育水準の維持、向上及びその具体的な施策・実業に資することを目的として実施するための、全国的な学力調査を実施する。	平成19年	年	7~8月	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sokouku/somota/1347088.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・児童生徒の学力の状況 ・児童生徒の生活学習環境や学習環境等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項(第2項に基づき教育委員会からなされた報告)等					
なし	設置計画履行状況等調査の結果等	文部科学省	高等教育局大学教育・入試課	大学の設置認可時等における留意事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各大学からの報告を受ける。調査・面接又は実地により調査を行い、各大学の教育水準の維持、向上及びその具体的な施策・実業に資することを目的として実施するものである。	平成17年	年	3月	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nyaku/34568.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指摘事項が付された大学数等	「設置計画履行状況報告書」、「設置計画に係る学業調査を行った大学の履行状況報告書」(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)第41条)				
なし	国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要	文部科学省	高等教育局大学教育・入試課	実施した国公私立大学・短期大学の入試結果を入学者選抜実施に関する指導・助言等の業務に使用するほか、入試区分の志願者数や入学者数を総体として把握することで、入試の実施状況を把握・分析し、教員養成に活用	平成6年	年	9~3月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/serbatu/1246730.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入試区分別の志願者数、合格者数、入学者数等	国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況			
なし	国公私立大学入学者選抜の概要	文部科学省	高等教育局大学教育・入試課	これから実施する国公私立大学の入試状況を把握し、入学者選抜実施に関する指導・助言等の業務に使用するほか、国公私立大学の入試に関する社会的関心の高さに対応するため、取りまとめた結果を公表	平成5年	年	9月~12月頃	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/serbatu/1246739.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入試区分別の募集人員等	国公私立大学入学者選抜の状況			
なし	国公私立大学入学者選抜の確定志願状況及び一般選抜実施状況	文部科学省	高等教育局大学教育・入試課	国公私立大学の一般選抜の志願状況を把握し、入学者選抜実施に関する指導・助言等の業務に使用するほか、国公私立大学の入試に関する社会的関心の高さに対応するため、取りまとめた結果を公表	平成2年	年	2月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/serbatu/1246731.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一般選抜の志願者数、第一段階選抜合格者数等	国公私立大学入学者選抜の確定志願状況及び一般選抜実施状況			
なし	教員養成学部等及び附属学校調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教員養成学部等及び附属学校に関する全国的な状況を把握することを目的とする。	昭和44年	年	12~1月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/kyu/youchu/1354464.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・国立大学教員養成学部・課程卒業業者の就職状況 ・教員養成学部等の卒業業者の就職状況	国立の教員養成学部・課程(教員養成課程)等の卒業業者の就職状況			
なし	公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査結果	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	義務教育に関する政策の企画・立案等のために、全国の公立小・中学校における教育課程の編成状況等を調査するもの。	平成15年	不定期	未定	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nsw/1262169.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・年間の総授業時数、総授業日数 ・指導方法の改善に関する取組の実施状況等	公立小、中学校における教育課程の編成・実施状況			
なし	公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査結果	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	高等学校教育に関する政策の企画・立案等のために、全国の公立高等学校における教育課程の編成状況等を調査するもの。	平成16年	不定期	未定	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nsw/1262169.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・週あたりの授業時数、年間総授業日数 ・指導方法の改善に関する取組の実施状況等	公立高等学校における教育課程の編成・実施状況			
なし	公立学校教員採用選考の実施状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	都道府県、指定都市、豊後地区(大府府)教育委員会において実施された採用選考の実施状況を把握することを目的とする。	昭和54年	年	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/1243159.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公立学校教員採用選考試験の受験者数、採用者数、採用倍率	都道府県、指定都市等教育委員会から収集した公立学校教員採用選考の実施状況についての報告		
なし	公立学校教員採用選考の実施方法調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	都道府県、指定都市、豊後地区(大府府)教育委員会において実施された採用選考の実施方法を把握・公表することで、各県市の採用選考方法の改善に資することを目的とする。	平成10年	年	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/1243159.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公立学校教員採用選考試験の実施目的、選考の種類、試験の内容、採点方法、落選者への配慮事項、公平・公正確保のための取組等	都道府県、指定都市等教育委員会から収集した公立学校教員採用選考の実施方法についての報告		
なし	就学援助実施状況等調査	文部科学省	初等中等教育局修学支援・教材課	学校教育法第106条の2(子供の困難対策)に関する大綱に基づく子供の貧困対策を推進する観点から、市町村における就学援助の実施状況等を把握することを目的とする。	平成7年度	年	10月~3月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/05010502/1412177_00003.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	要保護及び必要保護児童生徒数、就学援助制度の周知方法、必要保護児童の認定基準等	市町村における就学援助の実施状況等		
なし	高等学校等における政治参加に関する学習活動に係る調査研究	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	全国の国公私立の高等学校等(中等教育学校、特別支援学校高等部含む)における政治参加に関する学習活動の実施状況等を調査するもの。	平成28年度	およそ3年に一度	3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/1388336.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・学校における主催者教育の実施状況 ・教育委員会による高等学校等への支援状況等	都道府県、政令指定都市教育委員会及び学校における政治参加に関する学習活動に係る取組状況(「選考実施状況調査」に関する法律 第54条第2項)	学校について調査	
なし	高等学校等における政治参加に関する学習活動に係る実地調査	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	全国の国公私立の高等学校等(中等教育学校、特別支援学校高等部含む)における政治参加に関する学習活動の実施状況等を調査するもの。	令和元年度	およそ3年に一度	3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/1388336.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・学校における主催者教育の実施状況 ・教育委員会による高等学校等への支援状況等	都道府県、政令指定都市教育委員会及び学校における政治参加に関する学習活動に係る取組状況(「選考実施状況調査」に関する法律 第54条第2項)	学校について抽出調査	
なし	遠隔教育実施状況調査	文部科学省	初等中等教育局教育課程課	「特別の教科 道徳」が全面実施(小・H30年度、中・R元年度)されて以降の道徳教育の取組状況や課題を把握し、今後の道徳教育をさらに改善・充実させるために必要な知見を得ることを目的に実施。	平成15年	年	4月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/chousa/mext_00090.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刊行物	・小中学校及び教育委員会を対象とした遠隔教育についての調査	令和3年度「道徳教育の抜本的改善」実施に係る実証事業委託調査「2.委託内容」(⑤「道徳教育実施状況調査」)	
なし	初任者研修実施状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教員研修の充実・改善を図るため。	平成19年	年	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/1243159.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	初任者研修の対象者数指導教員の人数、1人当たりの研修時間、日数、研修内容等	都道府県、指定都市、中核市教育委員会から収集した教員研修実施状況についての報告	
なし	中堅教諭等資質向上研修実施状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教員研修の充実・改善を図るため。	平成29年	年	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中堅教諭研修の対象者数指導教員の人数、1人当たりの研修時間、日数、研修内容等	都道府県、指定都市、中核市教育委員会から収集した教員研修実施状況についての報告	
なし	教諭経験者研修・離職研修、その他の研修実施状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教員研修の充実・改善を図るため。	平成19年	2年等	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	教諭経験年数や離職に付した研修等の実施対象数、日数等	都道府県、指定都市、中核市教育委員会から収集した教員研修実施状況についての報告	
なし	社会体験研修実施状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教員研修の充実・改善を図るため。	平成19年	2年等	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/index.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	社会体験研修実施対象数、派遣者数等	都道府県、指定都市、中核市教育委員会から収集した教員研修実施状況についての報告	
なし	大学院等派遣研修実施状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教員研修の充実・改善を図るため。	平成23年	2年等	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/1243159.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大学院等派遣研修実施対象数、派遣者数等	都道府県、指定都市教育委員会から収集した教員研修実施状況についての報告	
なし	大学院修学休業制度等に基づく休業者に関する調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	大学院等への修学に伴う休業制度を活用した、公立学校教員の休業状況等を把握するため。	平成13年	2年等	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoshu/kyushu/kyushu.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大学院等への修学休業者数、休業期間、取得予定科目の種類等	都道府県、指定都市委員会等から収集した修学休業状況についての報告	
なし	免許状授与件数調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等に規定された各種免許状授与に係る数値的な実態を把握することを目的とする。	平成元年以前	年	12~4月頃	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/135392.htm	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各都道府県の免許授与件数、特別免許状の授与件数、臨時免許状の授与件数等	都道府県から収集した各種免許状授与状況についての報告	
なし	教員免許状取得状況調査	文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく大学の教職課程の許可可に関して適正な実施を行うため。	平成元年以前	年	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	教員免許状取得状況、教員就職状況等	教育職員免許法施行規則第22条の2による報告の取組	

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7)ア 公表月	(7)イ、HP URL	(7)ウ、e-Statへの掲載の有無	(7)公表方法											(7)オ、その他(非公表の場合、その理由)	(8) 主な集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録簿等及びその収集等に關する根拠規定	(10) 備考				
									(7)エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																		
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式																		
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	② 表の項目で「その物」と同等したデータ形式で掲載されている	③ 統計表の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当しない場合は「該当なし」と回答してください。)	⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無								
00450621	高齢者の雇用状況	厚生労働省	職業安定所高齢者雇用対策課	定年及び継続雇用制度の状況その他高齢者の雇用等に関する状況を把握することを目的とする。	平成18年	年	10~11月頃	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高齢者雇用確保措置及び高齢者就業確保措置の実施状況	高齢者雇用確保措置等報告書(高齢者等雇用の安定等に関する法律第52条第1項)				
なし	「外国人雇用状況」の届出状況	厚生労働省	職業安定所外国人雇用対策課	外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的とする。	平成20年	年	1月	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外国人労働者数 外国人雇用事業所数	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条			
00450232	高校・中卒新卒者の就職内定状況等	厚生労働省	人材開発統括官付能力評価担当参事室	学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望して新規中学校卒業者・高校卒業者を対象として、それらの人へ求職・内定状況を把握し、雇用対策等に活用するとともに、基礎資料として活用することを目的とする。	昭和62年	月	5月、11月	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	求人数 求職者数 求人倍率 就職内定率	ハローワーク経由で収集した新規学校卒業者の求人・求職・就職等の状況報告			
00450631	「技能検定」の実施状況まとめ	厚生労働省	人材開発統括官付能力評価担当参事室	職業能力開発促進法に基づく技能検定の実施状況を把握し、基礎資料を得るとともに、技能検定制度の検証等に活用し、技能検定制度の活性化に寄与することを目的とする。	昭和55年(確認できる資料)	年	7月頃	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検定職種・作業・等級別の技能検定受験申請者数、合格者数及び合格者数 同受検申請者数及び合格者数 職業能力開発促進法第46条第2項、職業能力開発促進法施行令第5条及び地方自治法第245条の4第1項	「都道府県労働局行う技能検定に関する要綱に係る通知の取組について(平成10年4月1日付能力開発0401001号厚生労働省職業能力開発部長通知)」に基づき、同受検申請者数及び合格者数 職業能力開発促進法第46条第2項、職業能力開発促進法施行令第5条及び地方自治法第245条の4第1項			
00450632	「若年技能者人材育成支援等事業」に係るものづくりマイスター認定状況	厚生労働省	人材開発統括官付能力評価担当参事室	「若年技能者人材育成支援等事業」について、ものづくりマイスターの認定状況を把握し、公表することにより若年技能者の人材育成に取組む事業等の活用を促進するとともに、事業の進捗状況等を把握することにより事業の効果的・効率的な実施を推進することを目的とする。	平成25年度	月	おおむね毎月	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ものづくりマイスター認定状況	厚生労働省のものづくりマイスターデータベース(若年技能者人材育成支援等事業実施要綱)		
00450643	ハロートレーニング(公共職業訓練)の実施状況	厚生労働省	人材開発統括官付能力評価担当参事室	公共職業訓練の実施状況を把握するとともに、職業訓練制度の円滑な運営に資するための基礎資料を得ることを目的としている。	平成25年(把握可能な限り)	年	10月頃	有	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	訓練受講者数、訓練終了後の就職率等	都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施しているハロートレーニング(公共職業訓練)の実施状況についての報告		
00450651	子ども虐待による死亡事例等の検証結果	厚生労働省	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室	子ども虐待による死亡事例等については、事例から原因や課題を抽出し、課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的としている。	平成16年	年	8月~10月	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	児童虐待防止法第4条第5項 地方自治法第245条の4第1項	児童虐待防止法第4条第5項 地方自治法第245条の4第1項	子ども虐待による死亡事例等	
00450652	市区町村の児童家庭相談事業の実施状況等の調査結果	厚生労働省	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室	厚生労働省が、市区町村及び都道府県の児童家庭相談事業等の取組状況を把握し、今後の児童家庭福祉政策の推進に向けた方策を検討する上での参考資料とすることを目的とする。	平成17年	年	3月	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	児童家庭相談事業の状況等	地方自治法第245条の4第1項		
00450653	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況について	厚生労働省	子ども家庭局家庭福祉課	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、母子家庭等の自立支援施策の実施状況を把握して公表することを目的とする。	平成25年(平成24年度分)	年	1~3月頃	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業実績(主に利用者数、就職件数)、事業実施割合等	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第4条に基づく就業の実施状況(自立支援)に関する提出されたデータ		
00450671	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況	厚生労働省	子ども家庭局児童支援課	放課後児童クラブの現状把握と今後の実施のための基礎資料を得ることを目的とする。	平成10年	年	12月	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況	児童福祉法第20条第1項	放課後児童クラブ数 参加児童数 待機児童数	
00450681	保育所等開園状況取りまとめ	厚生労働省	子ども家庭局保育課	4月1日時点における保育所等利用児童数や保育所等整備計画等の取組状況を把握し、今後の保育所の整備計画等の基礎資料とする。	平成13年	年	8~9月頃	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	保育所等数 保育所等定員数 保育所等利用児童数 保育所等入所待機児童数等	保育所入所申込等に関する情報(児童福祉法第20条第1項)	
00450278	認可外保育施設の開園状況取りまとめ	厚生労働省	子ども家庭局総務課少子化総合対策室	認可外保育施設の開園数や利用児童数等を把握し、認可外保育施設における指導監督に関する検討のための基礎資料とする。	平成16年度(平成14年度分)	年	7月	有	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	認可外保育施設数 認可外保育施設における指導監督数 指導監督基準の適合状況等	認可外保育施設の開園等に関する情報(児童福祉法第20条の5)		
00450691	乳幼児等に係る医療費の援助についての調査結果	厚生労働省	子ども家庭局母子保護課	地方自治体が実施している乳幼児等に対する医療費助成の現状の把握及び、各自治体や住民に対するサービスの周知並びに情報提供に資するため。	平成16年度(把握可能な限り)	年	8月	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	都道府県及び市町村の乳幼児等に係る医療費助成の状況(乳幼児等に係る医療費の援助)についての調査(依頼)母子保護課長等通知			
00450693	妊婦健康診査の公費負担の状況にかんする調査結果	厚生労働省	子ども家庭局母子保護課	市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担の状況を把握するため。	平成22年度(把握可能な限り)	隔年	8月	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市町村の妊婦健康診査の状況	市町村の妊婦健康診査の状況(母子保護法第13条)		
00450279	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査	厚生労働省	子ども家庭局総務課少子化総合対策室	次世代育成支援対策法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定状況等を把握するため。	平成17年	年	不定期	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定状況 公表状況	市町村及び都道府県の地域行動計画の策定状況及び公表状況(次世代育成支援対策推進法第8条、第9条)		
00450270	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定状況等の調査	厚生労働省	子ども家庭局総務課少子化総合対策室	次世代育成支援対策法に基づく特定事業主行動計画の策定状況等を把握するため。	平成17年	年	不定期	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定状況 公表状況	国及び地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の特定事業主行動計画の策定状況及び公表状況(次世代育成支援対策推進法第9条)		
00450295	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)での実施状況	厚生労働省	雇用環境・均等部労働政策均等課、職業生活立派課、有期・短時間労働課	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で取り扱った、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム労働法、育児・介護休業法に関する相談、紛争解決の援助申立、調停申請、差止申請の状況を把握し、適切な対応のための基礎資料を得ることを目的とする。	昭和62年	年	6月	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、紛争解決の援助申立、調停申請、差止申請の状況	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム労働法及び育児・介護休業法の施行状況		
00450293	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出及び認定状況	厚生労働省	雇用環境・均等部労働政策均等課	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出及び認定状況を把握し、法施行業務等の基礎資料とするため。	平成28年	四半期	四半期	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出の届出及び認定状況 女性活躍推進法に基づく認定(女性活躍推進法第9条)	一般事業主行動計画策定届出(女性活躍推進法第9条) 女性活躍推進法に基づく認定(女性活躍推進法第9条)		
00450701	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出及び認定状況	厚生労働省	雇用環境・均等部労働政策均等課	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出及び認定状況を把握し、法施行業務等の基礎資料とするため。	平成22年	四半期	四半期	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出の届出及び認定状況	次世代育成支援対策推進法第9条(次世代育成支援対策推進法第13条及び第15条の2)		
00450292	家内労働従事者調査	厚生労働省	雇用環境・均等部労働政策均等課	全国の家内労働従事者数、委託者数等を把握するとともに、各県有事業所に従事する家内労働者の状況を把握し、家内労働者を支援するための基礎資料を得ることを目的とする。	昭和47年	年	3月	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数 各県有事業所の種類、性別及び雇用形態別従事者数等	委託状況届(家内労働法第2条)		

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7)ア 公表月	(7)イ、HP掲載URL	(7)ウ、e-Statへの掲載の有無	(7)公表方法											(7)オ、その他(非公表の場合、その理由等)	(8) 主な集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考						
									(7)エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																				
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式																				
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合、そのデータ形式を記載してください。	② 時系列表の掲載の有無	③ 統計の概要の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当しない場合「該当なし」と回答してください。)					⑤ 分類項目・集計項目一貫性の掲載の有無					
00650035	大気汚染防止法施行状況調査	環境省 水・大気環境局 大気環境課	大気汚染防止法に基づき、地方自治体に届出されたばいり煙発生施設、産業集積地等から発生するばいり煙の発生状況を把握し、一般般にばいり煙発生施設等の固定発生源に係る届出状況並びに規制事務実施状況等の大気汚染防止に関する事務の進捗状況を把握することにより、合理的かつ効果的な大気環境行政の推進に資することを目的とする。	昭和46年	年	3月	https://www.env.go.jp/a/press/law/saikou.html	有	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	該当なし	-	-	大気汚染防止法に基づき地方自治体に届出されたばいり煙発生施設、産業集積地等から発生するばいり煙の発生状況を把握し、一般般にばいり煙発生施設等の固定発生源に係る届出状況並びに規制事務実施状況等の大気汚染防止に関する事務の進捗状況を把握することにより、合理的かつ効果的な大気環境行政の推進に資することを目的とする。	大気汚染防止法等					
なし	大気汚染状況	環境省 水・大気環境局 大気環境課	大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。	昭和46年	年	3月	https://www.env.go.jp/air/press/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大気汚染防止法、都道府県及び大気汚染防止法上の法令等では大気汚染の常時監視が行われており、毎年常時監視の対象である主な大気汚染物質の濃度測定結果の概要を取りまとめるもの。	大気汚染防止法等				
なし	自動車交通騒音の状況	環境省 水・大気環境局 自動車環境課	騒音規制法に基づき報告された道路に面する地域の環境基準の達成状況を把握することにより、自動車交通騒音防止行政の推進に資することを目的とする。	平成12年度	年	不定期	http://www.env.go.jp/air/car/press/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道路に面する地域の環境基準の達成状況を把握することにより、自動車交通騒音防止行政の推進に資することを目的とする。	騒音規制法第18条に基づき地方公共団体からなされた報告				
00650034	水質汚濁防止法等の施行状況調査	環境省 水・大気環境局 水環境課	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に定められている各規定の施行状況について、その特徴や効果等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施する。	平成7年(確認できるもの)	年	1月	http://www.env.go.jp/ater/press/water_chosen.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	届出関係、計画変更命令、排水基準違反等の法適用の実施状況	水質汚濁防止法等				
なし	水浴場水質調査結果	環境省 水・大気環境局 水環境課	全国の水浴場に供される公共用水域(水浴場)の水質等の状況を把握するとともに、水浴場の閉鎖等の測定結果を公表して国民の利用に資する。	平成9年(確認できるもの)	年	7月頃	http://www.env.go.jp/ater/gu/yudou.go/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各水浴場の現況水質の区分及び水質区分毎の水浴場の区分、改善対策を要する水浴場	「水浴場に供される公共用水域の水質調査の報告について」(後掲)に基づき地方公共団体が実施した全国の水浴場に供される公共用水域の水質等の状況について	公表することと明示的に通知している		
なし	公共用水域水質測定結果	環境省 水・大気環境局 水環境課	都道府県等が実施した公共用水域における水質測定の結果をとりまとめ、全国的な水質の状況を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資する。	平成10年(確認できるもの)	年	12月頃	http://www.env.go.jp/ater/gu/kiiki/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水域別の環境基準項目の達成状況及びその推移、環境基準超過地点、水質ラッキング	水質汚濁防止法	公表することと明示的に通知している		
なし	土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果	環境省 水・大気環境局 土壌環境課	土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、政令市が把握している土壌汚染対策事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査対策の現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料として掲載している。	平成15年	年	3月	http://www.env.go.jp/ater/dp/sochi.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	土壌汚染対策法に基づき要措置区域等の指定状況及び基準超過事例の状況、土壌汚染対策に基づく措置等の状況	土壌汚染対策法			
なし	農用地土壌汚染防止法の施行状況	環境省 水・大気環境局 土壌環境課	農用地の土壌汚染防止法の推進を図るため、農用地土壌汚染防止法の施行状況について調査し、その結果をとりまとめて公表しているもの。具体的には、農用地土壌汚染防止法に基づき都道府県が実施する常時監視施設、農用地土壌汚染対策地域の状況、農用地土壌汚染対策の進捗状況の年度ごとの推移等を掲載している。	昭和46年	年	12月	http://www.env.go.jp/ater/dp/sochi/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・農用地土壌汚染防止法に基づき都道府県が実施する常時監視施設 ・農用地土壌汚染対策地域一覽 ・農用地土壌汚染対策の進捗状況の年度ごとの推移等	農用地土壌汚染防止法第11条の2に基づく常時監視結果公表等			
なし	全国の地盤沈下地域の概況	環境省 水・大気環境局 水環境課	全国の地盤沈下の現状の把握	昭和53年	年	3月	http://www.env.go.jp/ater/jiban/chinka.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・全国の地盤沈下の状況(単年及び5年) ・地盤沈下の観測状況や被害の状況等について、地方公共団体からなされた報告	地盤沈下の観測状況や被害の状況等について、地方公共団体からなされた報告		
なし	地下水水質調査結果	環境省 水・大気環境局 水環境課	全国の地下水の水質汚濁の状況の監視	平成2年	年	12~3月	http://www.env.go.jp/ater/chikaku/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・環境基準超過井戸の存在状況 ・項目別・都道府県別調査結果 ・項目別・年度別地下水水質測定結果	水質汚濁防止法第15条第2項に基づき地方公共団体からなされた報告		
00650103	自然公園等利用者数調査	環境省 自然環境局 自然環境課	自然公園等の利用者数を把握し、公園計画の策定に活用する。自然公園等の推進に必要な基礎資料を得ようとするもの。	昭和25年	年	とりまとめ次第	http://www.env.go.jp/ark/doc/data.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	・公園計画の策定、施設整備等の自然公園行政の推進に必要な基礎資料として、都道府県及び地方公共団体からの情報をとりまとめるもの	自然環境保全法			
なし	自然環境保全地域等指定一覽	環境省 自然環境局 自然環境課	自然環境保全法に基づき指定された自然環境保全地域等の指定状況を把握することにより、自然環境行政の推進に資することを目的とする。	昭和47年(確認できるもの)	年	5月	http://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然環境保全地域等の指定状況	自然環境保全法		
なし	自然公園の面積	環境省 自然環境局 自然環境課	自然公園法に基づき指定された自然公園の指定状況を把握することにより、自然環境行政の推進に資することを目的とする。	昭和48年(確認できるもの)	年	3月	http://www.env.go.jp/ark/doc/data.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然公園の指定状況	自然公園法		
なし	鳥獣関係統計	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室	鳥獣保護管理法に基づき、狩猟鳥獣捕獲数や鳥獣の許可捕獲数、狩猟免許所持者等を都道府県から報告を受けることで、同法に基づく基本指標の策定に活用する。鳥獣保護管理事業計画の作成等、同法の適正な運用に活用する。	大正12年	年	とりまとめ次第	http://www.env.go.jp/nature/choju/doc/doc02.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・狩猟鳥獣捕獲数 ・狩猟免許所持者数 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		
なし	動物愛護管理行政事務概要	環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室	動物愛護管理法に基づき動物取扱業者の登録・届出や犬、猫の取り取りなど、都道府県、政令市、中核市の動物愛護管理行政に係るデータをまとめ、動物の愛護及び管理に関する施策の参考とするもの。	昭和53年(確認できるもの)	年	3月頃	http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aisa/2/2-1/ark/statistics/kyosei-jimu.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・動物取扱業者登録・届出状況 ・特定動物飼養等状況 ・動物による事故状況 ・犬、猫の取り取り及び負傷動物等の収容状況	動物の愛護及び管理に関する法律		
00700006	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告	防衛省 人事教育局 人事計画課・補任課	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する法律第24条第1項において準用する同法第23条第2項の規定に基づく調査報告のため。	平成13年	年	3月又は4月	https://www.mod.go.jp/j/profile/aseki/riji/riji_bouryu/index.html	有	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	・前年に交流派遣職員であった者が前年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る計画を記載した書類の提出時に占めていた寄与 ・3年前の年の1月1日から前年の12月31日までの間に交流派遣後継職に復帰した職員が前年に占めていた寄与及び当該職員が当該職種の日の直前に派遣先企業において占めていた地位 ・前年に交流採用職員であった者が前年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用を占めた日の直前に交流先企業において占めていた地位	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する法律第24条第1項において準用する同法第23条第2項の規定に基づく調査報告のため。	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する法律第24条第1項において準用する同法第23条第2項の規定に基づく調査報告のため。	
00700007	防衛省における女性職員に関する統計資料	防衛省 人事教育局 人事計画課・補任課	わが国防衛の基本について国民の理解を深めるため。	平成20年度	年	集計後速やかに	https://www.mod.go.jp/j/profile/aseki/riji/riji_bouryu/index.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・男女別在籍者推移(自衛官・事務官) ・女性自衛官人員状況 ・事務官等男女人数	男女別在籍者推移(自衛官・事務官) 女性自衛官人員状況 事務官等男女人数		
00700008	艦船処分状況について	防衛省 人事教育局 総務管理室	行政の透明性を高める等のため。	平成17年	年	集計後速やかに	https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/09/22a.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	隊員別、処分の種類別、処分事由別の統計	艦船統計報告について(速達)に基づく報告		
00700009	自衛隊員の倫理に関する調査報告	防衛省 人事教育局 総務管理室	自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して調査した結果について、調査に報告するもの。	平成13年	年	9月	https://www.mod.go.jp/j/profile/aseki/riji/riji_bouryu/index.html	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・各種報告書の提出状況 ・倫理監督等への届出等状況 ・懲戒処分等の状況	自衛隊員倫理法第4条に基づく報告		
00700003	自衛官などの応募及び採用状況	防衛省 人事教育局 人材育成課	我が国防衛の基本について国民の理解を深めるため。	昭和52年	年	7月	-	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自衛官などの応募者数、採用者数、倍率	各募集要項からの募集実績状況の報告		

(1) 政府統計コード	(2) 統計の名称	(3) 作成機関・部署・課名	(4) 作成目的	(5) 作成開始年・年度	(6) 作成周期	(7) ア公表月	(7) イ、HP掲載URL	(7) ウ、e-Statへの掲載の有無	(7) 公表方法											(7) オ、その他(非公表の場合、その理由等)	(8) 主な集計事項・作成指標	(9) 業務統計の作成に活用されている行政記録情報等及びその収集等に関する根拠規定	(10) 備考				
									(7) エ、e-Statへの掲載状況(ウ、e-Statへの掲載の有無について「有」と回答した場合のみ回答してください。)																		
									① 統計表(又は統計データ)の公表形式																		
									DB形式	XML形式	CSV形式	Excel形式	テキスト形式	PDF形式	その他	左の項目で「その他」と回答した場合、そのデータ形式を回答してください。	② 統計表の掲載の有無	③ 統計の概要の掲載の有無	④ 地域区分の掲載の有無(該当がない場合は、「該当なし」と回答してください。)					⑤ 分類項目・集計項目一覧の掲載の有無			
00700004	自衛官の定員および現員	防衛省	整備計画局防衛計画課 人事教育局人材育成課	我が国防衛の基本について国民の理解を深めるため。	不明	年	7月	https://www.mod.go.jp/jp/cfo/office/mod_sdf/bousai/	有	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○	該当なし	-	刊行物	自衛官の現員及び充足率	各務部監部からの人員月報の報告			
00700002	留学生受入実績	防衛省	人事教育局人材育成課	我が国防衛の基本について国民の理解を深めるため。	平成14年度	年	7月	-	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	該当なし	-	刊行物	留学生受入れ機関、留学生出身国、各国各機関ごとの受入れ合計数	防衛省教育機関における留学生の教育の委託決定に関する通知		
00700005	退職自衛官の地方公共団体防災関係部署における在職状況	防衛省	人事教育局人材育成課	我が国防衛の基本について国民の理解を深めるため。	不明	年	7月	https://www.mod.go.jp/jp/cfo/office/kyosyu/taiisho/suisei.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	該当なし	-	刊行物	退職自衛官の地方公共団体防災関係部署への再就職先状況(県、市町村別)	退職自衛官の地方公共団体防災関係部署への再就職状況に係る各務部監部からの報告		
00700010	自衛隊施設(土地)の状況	防衛省	整備計画局施設整備課	我が国防衛政策に対する内外の理解を深めるため。	昭和45年	年	7月	-	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	刊行物	自衛隊施設(土地)の状況	自衛隊施設地域分布及び用途別面積		
00700011	在日米軍施設・区域の状況	防衛省	地方協力局総務課	駐留軍に提供している施設及び区域の件数、財政数量等を把握することにより、国民の理解を得るため。	昭和47年	年	3月頃	https://www.mod.go.jp/jp/proc/ochi/aihe/munshu/sisigaku/index.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	駐留軍提供施設に係る現況及び異動内訳の報告	・在日米軍施設・区域(専用施設) ・在日米軍施設・区域(専用施設)都道府県別面積 ・在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む)別一覧	
00700012	急患輸送実績	防衛省	統合幕僚監部	自衛隊の行う災害派遣の中で大きな割合を占める急患輸送を積極的に広報するため。	平成20年度	年、月	集計後速やかに 月※通報値	https://www.mod.go.jp/jp/press/index.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	該当なし	-	-	・(年)年度急患輸送実績件数、要請都道府県別実績、陸海空別実績(月)月日、要請者、経路、実施部隊、機材等	自衛隊の災害派遣に関する訓令の防衛大臣への報告事項	
00700013	緊急発進実施状況	防衛省	統合幕僚監部	航空自衛隊による緊急発進について、具体的なデータを示すことにより、国民の理解を深めるため。	昭和33年	四半期(平成21年度以降)、月(令和2年度4月以降)	西半期、月※通報値	https://www.mod.go.jp/jp/activity/domestic.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	該当なし	-	-	・(四半期) ・年度緊急発進回数 ・四半期毎の緊急発進回数 ・航空方面別緊急発進回数 ・国・地域別緊急発進回数 ・月間緊急発進回数 ・航空方面別緊急発進回数 ・国・地域別緊急発進回数	「年度緊急発進状況等に係る公表の基準及び手続きについて(経過)」に基づく報告
00700014	災害派遣及び不発弾等処理実績	防衛省	統合幕僚監部	自衛隊の行う災害派遣等の実績を積極的に広報するため。	平成18年度	年	集計後速やかに	https://www.mod.go.jp/jp/press/index.html	有	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	該当なし	-	-	・年間の災害派遣等実績 ・年間の不発弾等処理実績 ・年間の機雷等処理実績	自衛隊の災害派遣に関する通達9条、陸上において発見された不発弾等の処理に関する通達第11条、海上自衛隊業務報告規則7条に基づく災害派遣及び不発弾等処理実績の各自衛隊からの報告	
なし	国家公務員の留学費用の償還等に関する状況	共管	人事局人材局研修修務課 内閣府内閣人事局	国家公務員の留学費用の償還等に関する状況を把握し、制度の適正な運営に資するため。	平成20年度	年	6~8月	https://www.iinii.go.jp/kyu/syva/2208/syokuken50.html https://www.sas.go.jp/so/sasov/limi/limi10ku/filiss/04_fu.pdf	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・年度別留学実施状況 ・年度別留学費用の償還状況	・国家公務員の留学費用の償還に関する法律(附則第1条) ・一般職の国家公務員については、人事院規則10-12第13条に基づき各府省から提出された報告	
なし	フロン排出抑制法に基づくフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果	共管	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 環境省地球環境局地球温暖化対策フロン対策室	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(附則「フロン排出抑制法」)第94条の規定に基づき、特定製品に係るフロン類の再生及び破壊の状況に関する情報を公表するもの。	平成15年度(再生量に關しは、平成28年度)	年	7月頃	https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20200308/000/2020031003.html http://www.env.go.jp/a/arth/ozon/cfc/report12.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・年度別の保有量 ・引取った量の合計 ・再生した量 ・破壊した量 ・年度末の保有量	・フロン類再生量等に関する報告書(フロン排出抑制法第9条第3項) ・フロン類破壊量等に関する報告書(フロン排出抑制法第71条第3項)	
なし	フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機からのフロン類の充填量及び回収量等の集計結果	共管	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 環境省地球環境局地球温暖化対策フロン対策室	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(附則「フロン排出抑制法」)第20条の規定に基づき、既に報告されたフロン類実定削減量等の情報を集計・公表するもの。	平成15年度(再生量に關しは、平成28年度)	年	12月頃	https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225001/20201225001.html http://www.env.go.jp/a/arth/ozon/cfc/report.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・充填した第一種特定製品の台数・量 ・回収した第一種特定製品の台数・量 ・年度別の保有量 ・破壊者に引き渡した量 ・再生者に引き渡した量 ・再引用等された量 ・年度末の保有量	・第一種フロン類充填回収業者のフロン類の充填量及び回収量等に関する通知書(フロン排出抑制法第47条第4項)
なし	フロン排出抑制法に基づくフロン類実定削減量報告書の集計結果	共管	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 環境省地球環境局地球温暖化対策フロン対策室	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(附則「フロン排出抑制法」)第20条の規定に基づき、既に報告されたフロン類実定削減量等の情報を集計・公表するもの。	平成28年度	年	1月頃	https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319002/20200319002.html http://www.env.go.jp/a/arth/freon/operator/ra.html	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・フロン類実定削減量等	フロン類実定削減量等に関する報告書(フロン排出抑制法第10条第1項、第20条)
なし	温室効果ガス算定排出量の報告	共管	経済産業省産業技術環境局環境経済室 環境省地球環境局地球温暖化対策	地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年度、排出量に報告することを義務付け、国がこれを集計して公表することにより、事業者におけるより積極的な温室効果ガスの排出抑制の促進を図るもの。	平成18年度	年	集計後速やかに	http://ghg.santa.kogyo.env.go.jp/result/	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・温室効果ガスの排出量等	地球温暖化対策の推進に関する法律(第26条)

II 行政記録情報等を活用している統計調査

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用にあたっての制約・留意点
(1)ア. 政府統計コード	(1)イ. 統計調査名	(1)ウ. 調査実施機関	(2)ア. 行政記録情報等の名称	(2)イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2)ウ. 保有機関名	(2)エ. 備考(閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項)		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a~c)についての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00200553	経済センサス・活動調査	総務省 経済産業省	有価証券報告書	◆金融商品取引法 ・第24条(有価証券報告書の提出)	金融庁 (総務企画局)	◆金融商品取引法 ・第25条(有価証券届出書等の公表経路)	平成27年	○	—	—	平成28年経済センサス・活動調査の調査対象名簿の作成の際にEDINET情報を活用	—	—	—
00200553	経済センサス・活動調査	総務省 経済産業省	労働保険関係関係成立届	◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ・第4条の2(保険関係の成立の届出等) ◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 ・第4条(保険関係の成立の届出) ・第5条(変更事項の届出)	厚生労働省 (労働基準局)	—	平成22年	○	—	—	平成28年経済センサス・活動調査の調査対象名簿の作成の際に労働保険データを活用	—	—	労働保険関係関係成立届は、事業単位で届け出ることとなり、一つの事業所で部署毎に労働保険の保険関係が成立している場合は、その保険関係ごとにデータ(届)が作られる場合がある。このため、「事業所」単位のデータを作成する必要がある。
00100201	男女間における暴力に関する調査	内閣府	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成11年	○	—	—	・調査対象の抽出(国勢調査の調査区を基に住民基本台帳を活用)	—	—	—
00100105	青少年のインターネット利用環境実態調査	内閣府	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成23年	○	—	—	・調査対象の抽出(国勢調査の調査区を基に住民基本台帳を活用)	—	—	—
00100004	市民の社会貢献に関する実態調査	内閣府	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成28年	○	—	—	・調査対象の抽出(国勢調査の調査区を基に住民基本台帳を活用)	—	—	—
00100005	特定非営利活動法人に関する実態調査	内閣府	特定非営利活動促進法に基づき提出された事業報告書の情報	◆特定非営利活動促進法 ・第29条(事業報告等の提出)	内閣府	◆特定非営利活動促進法 ・第30条(事業報告等の公開)	平成29年	—	○	—	所轄庁が、毎年特定非営利活動法人から提出される事業報告書等を内閣府NPOポータルサイトに登録し、内閣府はこの情報を活用する。	財務状況の設問について、事業報告書の情報を転記することで、記入項目を34か所代替した。	7347	—
00100501	公益法人の寄附金収入に関する実態調査	内閣府	・公益認定処分情報 ・財産目録等の情報 ・解散届出の情報等	◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ・第7条(公益認定の申請) ・第22条第1項(財産目録等の提出) ・第26条第1項(解散の届出)等	内閣府	◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ・第10条(公益認定の公示) ・第22条(財産目録等の閲覧又は閲覧) ・第26条第4項(解散等に係る公示)等	平成28年	○	—	—	左記情報で調査対象を把握	—	—	—
00200356	通信利用動向調査	総務省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成2年	○	—	—	・調査対象世帯名簿の作成	—	—	・閲覧できる情報が自治体によって異なるため、調査対象世帯名簿を作成するのに必要な情報を得られないことがある。また、閲覧手続き、閲覧期間等が自治体によって異なるため、省内の手続き及び調査委託事業者の事務手続きが煩雑となるほか、自治体によっては閲覧に手数料を要する。 ・調査(対象)世帯への説明及び調査対象世帯名簿の管理に留意することが必要。また、調査対象市区町村には申請前に調査委託事業者が閲覧申請する旨を通知している。
00200521	国勢調査	総務省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成22年	—	—	○	審査での活用(調査事項のうち、氏名、男女の別、出生の年月などの調査事項に空欄があった場合に左記情報を活用)	—	—	・市町村の個人情報保護条例による手続や個人情報保護審査会への意見照会などが必要となる場合がある。 ・活用に係る円滑な手続に資するため、市町村の事務処理基準に、審査事務において活用できる行政資料として住民基本台帳を記載。
00200565	家計消費状況調査	総務省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村 (総務省自治体局住民制度課)	◆住民基本台帳法 ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成13年	○	—	—	・調査対象世帯名簿の作成	—	—	・閲覧できる情報が自治体によって異なるため、調査対象世帯名簿を作成するのに必要な情報を得られないことがある。また、閲覧手続き、閲覧期間等が自治体によって異なるため、統計局及び調査委託事業者の事務手続きが煩雑となるほか、自治体によっては閲覧に手数料を要する。 ・調査(対象)世帯への説明及び調査対象世帯名簿の管理に留意することが必要。また、調査対象市区町村には申請前に調査委託事業者が閲覧申請する旨を通知している。

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用にあつた際の制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考（閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項）		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a～cについての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00200568	家計消費単身モニター調査	総務省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第7条（住民票の記載事項） ・第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）	市区町村 （総務省自治 行政局住民制 度課）	◆住民基本台帳法 ・第11条の2（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）	平成29年	○	—	—	・補充調査世帯の名簿の作成 （委託事業者が保有する登録モニターから調査世帯を確保しているが、不足する場合に住民基本台帳から抽出した世帯を活用）	—	—	・閲覧手続き、閲覧期間等が自治体によって異なるため、調査委託事業者の事務手続きが煩雑となるほか、自治体によっては閲覧に手数料を要する。 ・調査（対象）世帯への説明及び調査対象世帯名簿の管理に留意。 ・調査対象市区町村には申請前に調査委託事業者が閲覧申請する旨を通知している。
00200564	全国家計構造調査	総務省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第7条（住民票の記載事項） ・第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）	市区町村 （総務省自治 行政局住民制 度課）	◆住民基本台帳法 ・第11条の1（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）	令和元年	○	—	—	・調査地域に居住している世帯の名簿の作成 （調査予定世帯を選定するために作成する世帯の名簿の作成に活用）	—	—	・住民基本台帳第11条第1項に基づく閲覧申請では、名簿の作成に必要な一部の情報が得られない。 ・都道府県、市町村の事務処理を円滑に進めるため、住民基本台帳を利用して名簿の作成が可能であることや作成手順を事務要領に記載。
00250013	犯罪被害実態（暗数）調査	法務省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成）	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧） ・第11条の2（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）	平成31年	○	—	—	左記情報から調査対象となる16歳以上の男女を抽出	—	—	—
00350600	法人企業統計調査	財務省	有価証券報告書	◆金融商品取引法 ・第24条（有価証券報告書の提出）	金融庁 （企画市場 局）	◆金融商品取引法 ・第25条（有価証券届出書等の公表要請）	平成13年	—	—	○	審査事務・計数照会事務への活用（提出された調査票の数値チェック）	—	—	四半期報告書では連結情報のみであることなどから、年次別調査の審査事務・計数照会事務において活用。
00350600	法人企業統計調査	財務省	商業・法人登記情報 会社基本調査母集団情報	◆商業登記法 ・第6条（商業登記簿）等 ◆民法 ・第74条（確定申告）等	法務省 （民事局） 国税庁	◆商業登記法 ・第10条（登記事項証明書）の交付） ◆統計法 ・第29条（協力の要請）	昭和23年	○	—	—	母集団情報の変動等の把握	—	—	—
00350430	たばこ小売販売業調査	財務省	製造たばこ小売販売業許可台帳	◆たばこ事業法 ・第22条（製造たばこの小売販売業の許可）	財務省 （理財局）	—	令和元年	○	—	—	母集団情報として調査対象の抽出	—	—	—
00351000	民間給与実態統計調査	国税庁	商業・法人登記情報	◆商業登記法 ・第6条（商業登記簿）等	法務省 （民事局）	◆商業登記法 ・第10条（登記事項証明書の交付）	昭和24年	○	—	—	・母集団情報の精度の確保・向上 （調査対象約29,000事業所／母集団数約350万事業所）	—	—	—
00401101	宗教統計調査	文化庁（文部科学省）	新たに設立した宗教法人及び法人格が消滅した宗教法人に関する情報	◆宗教法人法 ・第14条（規則の認証） ・第39条（合併の認証） ・第58条（清算結了の登記）、第9条（登記の届出）	文化庁	—	昭和24年	○	—	—	前回調査結果に認証等による情報を追加	—	—	—
00450011	人口動態調査	厚生労働省	出生の届書 死亡の届書 婚姻の届書 離婚の届書 死産の届書	◆戸籍法 ・第28条 ・第49条 ・第74条 ・第76条 ・第80条 ◆戸籍法施行規則 ・第59条 ◆出生証明書の様式等を定める省令 ・第2条 ◆医師法施行規則 ・第20条 ◆死産の届出に関する規程 ・第10条 ◆死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令 ・第3条	市区町村	◆戸籍法 ・第10条の2第2項	明治32年	—	○	—	出生等の届書の情報を基に調査票を作成	138	約1,900	・調査の円滑な実施を図るため、各法務局及び地方自治体の戸籍課長及び支局長を現地指導官として厚生労働事務官に任命している。 ・また、平成15年6月13日衆議院法務委員会での議論を受け、戸籍法に基づく各層に、人口動態調査に利用することが明記されている。
00450046	福祉行政報告例	厚生労働省	社会福祉関係諸法規に基づいた届出又は事業において収集される情報	◆身体障害者福祉法施行令 ・第9条 ◆障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 ・第2条 ・第15条 ◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 ・第1条 ◆社会福祉法 ・第31条 ◆児童扶養手当施行規則 ・第1条 ・第4条 等	都道府県・指定都市・中核市	—	昭和13年	—	○	—	左記届出情報等を基に調査票を作成	17,636	(調査周期ごとの報告者数) 年度報：129 月報：1,548	—

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用にあつた際の制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考(閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項)		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補充、審査での活用等	a~c)についての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00450021	医療施設調査(医療施設動態調査)	厚生労働省	医療施設の開設、廃止、変更等の届出	◆医療法 第8条の2第2項 第9条第1項 ◆医療法施行令 第4条の2第1項 等	都道府県、保健所を設置する市又は特別区	-	昭和28年	-	○	-	左記届出情報等を基に都道府県等において調査票を作成	26	1860(155*12ヶ月) R2調査計画に記載の数 47(都道府県)+85(保健所を設置する市)+23(特別区)=155	-
00450021	医療施設調査(医療施設特態調査)	厚生労働省	施設基準の届出等	◆「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号) ◆「災害拠点病院整備事業の実施について」(平成8年5月10日健政発435号)	厚生労働省	-	平成23年	-	○	-	左記情報により災害拠点病院に指定されている病院等を把握・特定して集計に活用	5	8273 R2調査計画に記載の数	-
00450021	医療施設調査(医療施設特態調査)	厚生労働省	救命救急センター設置状況一覧	◆「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」(医政地発0614第1号平成28年6月14日)	厚生労働省	-	平成29年	-	○	-	左記情報により救命救急センターに指定されている病院を把握・特定して集計に活用	1	8273 R2調査計画に記載の数	-
00450027	衛生行政報告例	厚生労働省	衛生関係諸法規に基づいた届出又は事業において収集される情報	◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第22から26条の3 第29条第1項 ◆栄養士法 第2条及び第4条 ◆食品衛生法 第55条第1項 ◆興行場法 第2条第1項 ◆旅館業法 第3条第1項 ◆公衆浴場法 第2条第1項 ◆母体保護法 第25条 ◆保健師助産師看護師法 第33条 等	都道府県、指定都市、中核市	-	昭和13年	-	○	-	左記届出情報等を基に調査票を作成	16,842	(調査周期ごとの報告者数) 年度報: 129 隔年報: 47	-
00450025	地域保健・健康増進事業報告	厚生労働省	地域保健法、健康増進法等に基づいた事業において収集される情報	◆母子保健法 第15条 第12条 ◆地域保健法 第6条 第10条 ◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条第1、4、5項 ◆予防接種法 第5条 ◆健康増進法 第17条第1項 第19条の2 等	市区町村、保健所	-	昭和29年	-	○	-	左記届出情報等を基に調査票を作成	37,700	2,096	-
00450041	社会福祉施設等調査	厚生労働省	生活保護法、老人福祉法等に基づく許認可等	◆生活保護法 第40条 ◆老人福祉法 第15条 等	都道府県、指定都市、中核市	-	平成24年	-	○	-	報告者の負担軽減の観点から、毎年一部の調査項目については、各自治体から情報を得て調査票にプレプリントしている。	33項目(施設・保育以外12項目、施設・保育12項目、事業所9項目)	129(都道府県47・指定都市20・中核市62) 約133,300(施設約50,400、事業所約82,900)	-
00450042	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	介護保険法による指定等	◆介護保険法 第70条、第75条 第78条の2、第78条の5 第79条、第82条 第86条、89条 第94条、99条等	都道府県	-	平成24年	-	○	-	報告者の負担軽減の観点から、毎年一部の調査項目については、各自治体から情報を得て調査票にプレプリントしている。	26項目(施設18項目、事業所8項目)	47(都道府県) 約149,700(施設約17,900、事業所約131,800)	-
00450071	毎月勤労統計調査	厚生労働省	雇用保険適用事業所設置届等	◆雇用保険法施行規則 第141条(事業所の設置等の届出)	厚生労働省(職業安定局)	-	昭和32年	-	-	○	・母集団労働者数の補正(事業所の新設等による労働者の増減を反映)	-	-	-
00450094	労働安全衛生調査(労働環境調査)	厚生労働省	「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」に基づき作成された台帳	◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第4条の2(保険関係の成立の届出等) 第15条(概算保険料の納付) 第19条(確定保険料) ◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第4条(保険関係の成立の届出) 第5条(変更事項の届出) 第24条(賞金総額の見込額の特例等) 第33条(確定保険料申告書)	厚生労働省(労働基準局)	-	昭和56年	○	-	-	ずい道工事現場調査(令和元年調査): 左記届出等の情報から調査対象を把握	-	-	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮が必要

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用にあつた際の制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考（閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項）		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補充、審査での活用等	a～cについての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00450100	労働災害動向調査	厚生労働省	「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」に基づき作成された台帳	◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第4条の2（保険関係の成立の届出等） 第15条（概算保険料の納付） 第19条（確定保険料） ◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第4条（保険関係の成立の届出） 第5条（変更事項の届出） 第24条（賞金総額の見込額の特例等） 第33条（確定保険料申告書）	厚生労働省（労働基準局）	—	昭和39年	○	—	—	総合工事業調査：左記届出等の情報から調査対象を抽出	—	—	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮が必要
00450212	労務費率調査	厚生労働省	「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」に基づき作成された台帳	◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第4条の2（保険関係の成立の届出等） 第15条（概算保険料の納付） 第19条（確定保険料） ◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第4条（保険関係の成立の届出） 第5条（変更事項の届出） 第24条（賞金総額の見込額の特例等） 第33条（確定保険料申告書）	厚生労働省（労働基準局）	—	昭和58年	○	—	—	日本全国の建設事業における単独有期事業及び一括有期事業を対象として、労働保険適用台帳から調査対象を抽出	—	—	行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮が必要
00450241	港湾運送事業雇用実態調査	厚生労働省	港湾運送事業法に基づく申請、届出等	◆港湾運送事業法 第5条（許可の申請） 第20条（事業の休業止の届出） 第22条の2（港湾運送関連事業の届出）	国土交通省（港湾局）	—	昭和60年以前	○	—	—	左記届出等の情報から調査対象事業所を把握	—	—	—
00450047	地域児童福祉事業等調査（認可外保育施設調査）	厚生労働省	事業開始の届出 年次報告	◆児童福祉法 第59条の2 第59条の2の5	都道府県	—	平成9年以前	○	—	—	左記届出等の情報から調査対象を把握	—	—	—
00450273	児童養護施設入所児童等調査	厚生労働省	里親委託児童、小規模住居型児童養育事業委託児童等の情報	◆児童福祉法 第46条	都道府県	—	平成15年以前	○	—	—	各都道府県市にて把握している施設名簿に基づいて調査	—	—	—
00450275	全国ひとり親世帯等調査	厚生労働省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 第5条（住民基本台帳の備付け） 第7条（住民票の記載事項） 第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）	市区町村	◆住民基本台帳法 第11条の1（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）	令和3年	○	—	—	住民基本台帳から調査対象を抽出	—	—	・市町村の個人情報保護条例による手続や個人情報保護審査会への意見照会などが必要となる場合がある。 ・閲覧できる情報が自治体によって異なるため、調査対象世帯名簿を作成するのに必要な情報を得られないことがある。
00450291	家内労働等実態調査	厚生労働省	家内労働法に基づき提出された委託状況届	◆家内労働法 第26条（届出）	厚生労働省（都道府県労働局）	—	昭和46年度	○	—	—	左記届出情報により母集団名簿を作成	—	—	—
00450331	中国残留邦人等実態調査	厚生労働省	永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金対象者名簿	◆中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 第13条の3（一時金の支給の申請）	厚生労働省	—	平成21年	○	—	—	左記届出等の情報から調査対象を把握	—	—	—
なし	介護事業実態調査（介護事業経営実態調査、介護事業経営概況調査、介護従事者処遇状況等調査）	厚生労働省	介護サービス情報	◆介護保険法 第115条の35（介護サービス情報の報告及び公表）	都道府県	—	平成23年	○	—	—	調査対象の法人番号等を左記情報から補充	—	—	—
なし	介護事業実態調査（介護事業経営実態調査、介護事業経営概況調査、介護従事者処遇状況等調査）	厚生労働省	介護給付等に要する費用の額に関する情報等	◆介護保険法 第118条の2（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等）	厚生労働省（老健局）	◆介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針	令和元年	○	—	—	左記ファイルから調査対象を一定の統計上の抽出法に基づき抽出	—	—	—
なし	介護事業実態調査（介護事業経営実態調査、介護事業経営概況調査、介護従事者処遇状況等調査）	厚生労働省	法人番号等	◆行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第41条（法人番号の公表）	国税庁	—	平成29年	○	—	—	調査対象の法人番号等を左記情報から補充	—	—	—
00450381	医療経済実態調査（保険者調査）	厚生労働省	全国健康保険協会等の財務諸表等	◆健康保険法 第7条の28（財務諸表等）	厚生労働省（保険局）	—	平成23年以前	—	○	—	全国健康保険協会等を対象とした保険者調査において左記情報を活用	1014	約3,400	—

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用に当たった際の制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考(閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項)		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a～cについての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00450411	年金制度基礎調査	厚生労働省	受給者ファイル	◆日本年金機構法 ・第38条(年金個人情報保護)第5項第4号	日本年金機構	◆日本年金機構法 ・第38条(年金個人情報保護)第8項	昭和48年	○	○	○	・母集団情報の整備(左記ファイルから調査対象者を一定の統計上の抽出法に基づき抽出) ・調査事項の一部代替(報告者本人の年齢、性別を左記情報から把握) ・欠測値補完、審査での活用等(年金額や繰上げ受給の有無等の審査に左記情報を活用)	2	約50,000人	-
00450462	国民年金被保険者実態調査	厚生労働省	・国民年金被保険者ファイル ・市区町村民税課税台帳 ・固定資産課税台帳 ・住民基本台帳	◆日本年金機構法 ・第38条第5項第4号 ◆国民年金法 ・第108条の3第2項	日本年金機構 市区町村	◆日本年金機構法 ・第38条(年金個人情報保護)第8項	平成8年	○	○	○	・母集団情報の整備(国民年金被保険者ファイルより、調査対象となる国民年金第1号被保険者を抽出) ・調査事項の一部代替(保険料納付状況等は日本年金機構が有する情報を活用し、所得金額等は市区町村が有する情報を活用) ・審査での活用	8か所	約6万人	-
00450461	公的年金加入状況等調査	厚生労働省	・統合年金記録 ・住民基本台帳 ・市区町村民税課税台帳 ・国民健康保険料(税)課税台帳	◆日本年金機構法 ・第38条第5項第4号 ◆国民年金法 ・第108条の3第2項	日本年金機構 市区町村	◆日本年金機構法 ・第38条(年金個人情報保護)第8項	平成25年以前	-	-	○	・欠測値補完(調査事項のうち公的年金の加入状況が未回答の場合、左記情報で補完) ・審査での活用	-	-	-
00450451	薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省	・医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売許可台帳、製造業許可台帳及び外国製造業認定台帳	◆医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 ・第8条(製造販売業の許可台帳)等 ・第15条(製造業の許可台帳) ・第18条の5(外国製造業の認定台帳) ・第37条の5(製造販売業の許可台帳) ・第37条の12(製造業の登録台帳) ・第37条の18(外国製造業の登録台帳) ・第43条の7(製造販売業の許可台帳) ・第43条の14(製造業の許可台帳) ・第43条の21(外国製造業の認定台帳)	厚生労働省 都道府県等	-	平成18年以前 (外国製造業の認定台帳は平成31年から)	○	○	-	・母集団情報の整備(製造販売業の許可台帳上の業者を全数調査) ・調査事項の代替(台帳上の業者所在地情報を利用)	0 ※調査票上に代替できた調査項目はないので。台帳がなければ、追加で「製造販売業者所在地」「製造業者所在地又は国名」「製造業者名称」の調査項目が必要だが、集計時にこれらの項目を台帳から引用することができない(調査項目の製造販売業者業者コードと製造業許可番号を照合キーとして使用)。	約4,800	-
00450451	薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省	・法人番号	◆行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 ・第41条(法人番号の公表)	国税庁	-	平成31年	-	○	-	法人番号に紐づく業者の名称及び所在地情報を利用	2 (製造販売業者名称、製造販売業者所在地)	約4,800	-
00500201	農業経営統計調査	農林水産省	牛個体識別台帳	◆牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 ・第3条 ・第4条	農林水産省 (データベースの管理については、独立行政法人家畜改良センターが実施)	◆牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 ・第6条(牛個体識別台帳に関する情報の公表)	平成20年	-	○	-	調査客体が飼養している牛個体ごとの性別、品種、出生月、購入月、売却月、死亡月を活用している。	6	1145	-
00500201	農業経営統計調査	農林水産省	経営所得安定対策等加入申請者情報等	◆農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 ・第5条(交付金の交付申請)	地域農業再生協議会(市町村等) 農林水産省(農産局穀物課)	-	平成29年	○	-	-	経営所得安定対策等へ加入申請した農業者の申請書類の情報を基に集計した申請者数を活用	-	-	-
00500201	農業経営統計調査	農林水産省	・甘味資源作物生産者要件審査申請書 ・でん粉原料用いも生産者要件審査申請書	◆砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 ・第19条(甘味資源作物交付金の交付)及び33条(でん粉原料用いも交付金の交付)等	独立行政法人 農畜産業振興機構	-	平成19年	○	-	-	さとうきび及びでん粉原料用かんしょの経営所得安定対策に係る生産者要件審査申請者の情報を基に集計した申請者数を活用	-	-	-

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態			(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用に応じた制約・留意点	
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考(閲覧、守秘義務等)について規定されている場合の条項		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a~c)についての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数		② 報告者数
												① 代替できた調査項目数		② 報告者数
00500209	農林業センサス (農林業経営体調査)	農林水産省	農業生産法人、認定農業者等に関する行政記録情報	◆農地法 第6条第1項(農地適格所有法人の報告等) ◆農業経営基盤強化促進法 第12条第1項(農業経営改善計画等の認定) ◆担い手経営安定法 第5条(交付金の交付申請)等	農業委員会 市区町村 農林水産省	-	平成12年	○	○	-	・調査事項の一部代替 (市区町村確認の記入) ・母集団情報の整備 (前調査名簿に経営所得安定対策等交付金支払対象等に基づく新規経営体を追加)	3項目	約1,410,000	-
00500209	農林業センサス(農山村地域調査)	農林水産省	・国土交通省HPによる、国土数値情報における法制上の指定地域データ、及び市区町村が保存する法制上の指定地域に係る行政記録情報 ・筆ポリゴン情報	◆離島振興法 ◆作物統計調査規則 ・7条	国土交通省 市区町村 農林水産省	-	平成21年	-	○	-	・調査事項の一部代替 (国土交通省が整備している国土数値情報及び市区町村等が保存する法制上の指定地域に係る行政記録情報から法制上の指定地域を把握し、各農業集落の調査結果に付加する。) ・調査事項の代替 (農林水産省が整備している耕地面積統計の筆ポリゴン情報から農業集落ごとの耕地面積を求積する。)	18項目	約140,000	-
00500210	漁業センサス	農林水産省	漁船登録データ	◆漁船法 第10条(漁船の登録)	都道府県	◆漁船法 第21条(登録簿本の交付) 第23条(漁船原簿の副本の提出等)	平成25年	○	-	-	前調査名簿に漁船登録データに基づく新規経営体を追加	-	-	漁船登録データの管理状況や個人情報保護条例に基づく対応は各都道府県によって異なる。
00500210	漁業センサス	農林水産省	うなぎ養殖業の許可名簿	◆内水面漁業の振興に関する法律 第25条(指定養殖業の許可)	農林水産省 (水産庁)	-	平成30年	○	-	-	左記情報で把握した事業所を調査対象に追加	-	-	-
00500210	漁業センサス	農林水産省	指定漁業等の許可名簿(大臣許可漁業、知事許可漁業)	◆漁業法 第52条(指定漁業の許可) ◆都道府県漁業調整規則 (漁業の許可)	農林水産省 (水産庁) 都道府県 (水産主管課等)	-	平成30年	○	-	-	左記情報で把握した事業所を調査対象に追加	-	-	-
00500211	農業構造動態調査	農林水産省	経営所得安定対策等加入申請者情報等	◆担い手経営安定法 第5条(交付金の交付申請)等	農林水産省	-	平成24年	○	-	-	・母集団情報の整備 (前調査名簿に経営所得安定対策等交付金支払対象等に基づく新規経営体を追加)	-	-	-
00500216	海面漁業生産統計調査	農林水産省	漁獲成績報告書等	◆漁業法 第26、30条(漁獲量等の報告) 第52、90条(資源管理の状況等の報告) 第176条(報告徴収等) ◆漁業の許可及び取締り等に関する省令 第78条(漁獲成績報告書等)	水産庁	-	昭和44年	-	○	-	漁獲成績報告書等の活用が可能な魚種別漁獲量	400	約2,000	航海の長期化等から漁獲成績報告書等の提出が遅れた場合、取りまとめ期間が十分に確保できないことにより全体の取りまとめが遅れるなどの支障が生じるおそれ。
00500222	畜産統計調査	農林水産省	牛個体識別台帳	◆牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 第3条 第4条	農林水産省 (データベースの管理)及び 農水省の管理については、独立行政法人家畜改良センターが実施)	◆牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 第6条(牛個体識別台帳に関する情報の公表)	平成16年 (母集団整備への活用は平成16年から、調査事項の代替は令和2年から)	-	○	-	・家畜改良センターが有する情報を活用することにより、乳用牛及び肉用牛飼養者への調査を回避(乳用牛及び肉用牛調査票の廃止)	乳用牛: 19項目 肉用牛: 16項目	乳用牛: - 肉用牛: - ※令和2年調査から、乳用牛及び肉用牛調査票を廃止し行政記録情報や関係統計の活用により把握する加工統計に変更。 出生時の届出は、確認等の作業により遅延が生じることがある。 これにより、「月別出生頭数」などの月別データについて、若齢牛のデータほど誤差が大きくなる傾向がある。	畜産統計調査のうち、乳用牛及び肉用牛については、令和2年調査より行政記録情報や関係統計の活用により把握する加工統計に変更。
00500227	畜産物流通調査 (と畜場統計調査)	農林水産省	と畜場法に基づく検査結果、検査申請書の記載事項	◆と畜場法 第14条(獣畜のとさつ又は解体の検査) ◆と畜場法施行令 第七条(検査の申請) ◆と畜場法施行規則 第十五条(検査申請書の記載事項)	都道府県、地域保健法に基づく政令で定める市	-	平成28年	-	○	-	都道府県等が有する情報を活用することにより、と畜場への調査を回避	(日別) 9 (月別) 15	(日別) 1,205 (月別) 492	調査対象であると畜場に代えて、と畜検査を行う都道府県等において、調査協力が可能な場合のみ活用している。
00500227	畜産物流通調査 (食鳥流通統計調査)	農林水産省	と畜・食鳥検査等に関する実態調査	◆食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第37条(報告の徴収)	厚生労働省	-	平成28年 (平成27年調査より)	○	-	-	左記の実態調査の結果において公表される処理場名簿を母集団名簿として利用	-	-	-
00500602	農業協同組合及び同連合会一斉調査	農林水産省	農業協同組合法に基づく業務報告書及び設立、解散等の認可の情報	◆農業協同組合法 第54条の2 第59条 第64条	農林水産省又は都道府県知事	-	平成24年度 (23事業年度調査より)	-	○	-	業務報告書から得られる情報を最大限活用	農業協同組合: 542項目 連合会: 153項目	農業協同組合: 569 連合会: 82	農林水産省又は都道府県に提出される業務報告書(農業協同組合法第54条の2)について、 (1) 農協、連合会からの提出時期が遅いこと (2) 会計データに誤記が多く、農協等への確認に多大な時間を要すること (3) 記載様式が区々であり突合作業に多大な労力を要すること等により、取りまとめが遅れるなどの支障が生じるおそれがある。

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用に当たっての制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1)イ. 統計調査名	(1)ウ. 調査実施機関	(2)ア. 行政記録情報等の名称	(2)イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2)ウ. 保有機関名	(2)エ. 備考（閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項）		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a~c)についての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00500246	農道整備状況調査	農林水産省	農道台帳	「農道台帳について」（平成2年3月22日付け2構改D第46号構造改善局長通知）	市区町村	-	平成22年	-	○	-	行政記録情報等として得られた情報を基に調査票を作成	45項目	1350	-
00500247	6次産業化総合調査	農林水産省	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の申請書類	◆地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 ・第5条（総合化事業計画の認定） ・第6条（総合化事業計画の変更等）	農林水産省	-	平成26年	○	-	-	前回調査結果に左記行政記録の情報を反映して、調査対象を把握	-	-	-
00500225	牛乳乳製品統計調査	農林水産省	食品衛生法に基づく、乳処理業及び乳製品製造業の営業許可申請書の情報	◆食品衛生法 ・第55条 ・第56条	都道府県	-	-	○	-	-	・母集団情報の整備	-	-	-
00500248	野生鳥獣資源利用実態調査	農林水産省	食品衛生法に基づく、食肉処理業の営業許可申請書の情報	◆食品衛生法 ・第55条 ・第56条	都道府県	-	平成29年	○	-	-	・母集団情報の整備	-	-	-
00502000	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する調査	水産庁（農林水産省）	水産業協同組合法に基づき設立された漁協の職員の情報	◆水産業協同組合法 第58条の2（業務報告書） 第64条（設立の認可） 第68条（解散事由） 第69条（合併の手続）	都道府県	-	平成21年	○	-	-	・母集団情報の整備	-	-	-
00501001	森林組合一斉調査	林野庁（農林水産省）	森林組合法に基づく設立・解散等の認可の情報	森林組合法 第79条（設立） 第83条（解散） 第84条（合併）	都道府県	-	平成23年	○	-	-	・母集団情報の整備	-	-	-
00505010	工場立地動向調査	経済産業省	各種申請・届出（工場立地法、農地法、建築基準法、都市計画法又は国土利用計画法に基づく）情報	◆工場立地法 ・第6条（届出） ◆農地法 ・第4条（農地の転用の制限） ◆建築基準法 ・第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認） ◆都市計画法 ・第29条（開発行為の許可） ◆国土利用計画法 ・第23条（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出）	都道府県又は市町村	-	昭和42年	○	○	○	・母集団情報の整備（各種申請・届出情報を活用） ・調査票へのプレプリント ・欠測値の補完（報告者からの回答内容が不十分な場合、左記情報で補完）	2	約1,300	-
00551020	石油製品需給動態統計調査	資源エネルギー庁（経済産業省）	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいた申請・届出情報	◆石油の備蓄の確保等に関する法律 第16条（石油輸入業の登録） 第26条（石油精製業の届出） 第27条（石油販売業の届出） 第28条（石油ガス輸入業の届出）	資源エネルギー庁（資源・燃料部石油精製備蓄課、石油流通課）	-	-	○	-	-	各種届出情報等を活用	-	-	-
00551030	石油輸入調査	資源エネルギー庁（経済産業省）	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいた申請・届出情報	◆石油の備蓄の確保等に関する法律 第16条（石油輸入業の登録） 第26条（石油精製業の届出）	資源エネルギー庁（資源・燃料部石油精製備蓄課、石油流通課）	-	-	○	-	-	各種届出情報等を活用	-	-	-
00551130	ガス事業生産動態統計調査	資源エネルギー庁（経済産業省）	ガス事業法に基づいた申請・届出情報	◆ガス事業法 ・第4条（登録の申請） ・第36条（許可の申請） ・第72条（事業の届出） ・特定ガス導管事業	資源エネルギー庁（電力・ガス事業部ガス市場整備室、経済産業局）	-	昭和26年	○	-	-	許可、届出等の情報を活用	-	-	-
00551011	総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）	資源エネルギー庁（経済産業省）	電気事業法に基づく報告・届出等の情報	◆電気事業法 ・第106条（報告の徴収） ◆電気関係報告規則 ・第2条（定期報告） - 発電電月報	資源エネルギー庁（電力産業・市場室）	-	平成30年	○	○	-	・母集団情報の整備 ・調査対象事業者の選定（発電量実績を使用） ・調査票へのプレプリント	1	約730	-
00551005	エネルギー消費統計調査	資源エネルギー庁（経済産業省）	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告・許可申請等の情報	◆エネルギーの使用の合理化に関する法律 第15条（定期の報告） ◆熱供給事業法 ・第3条（事業の登録） ・第4条（登録の申請）	資源エネルギー庁（省エネルギー対策業務室、熱供給産業室）	-	平成19年	○	-	-	当該報告、許可申請等の情報を基に調査対象を選定	-	-	-

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用に当たっての制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考（閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項）		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補充、審査での活用等	a~c)についての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00552010	知的財産活動調査	特許庁（経済産業省）	特許・実用新案、意匠・商標出願に関する情報	◆特許法 ・第36条（特許出願） ・特許法施行規則 ・第23条（願書の様式） （実用新案、意匠及び商標にも同様の規定有り）	特許庁	◆特許法 ・第200条（秘密を漏らした罪）	平成14年	○	—	—	特許出願等の情報から調査対象を抽出	—	—	・特許法第64条の規定に基づき、出願人の情報は1年6月後に初めて公開されるため、それまで当該情報は活用できない。 ・出願人の情報は、最新の情報とは限らない。 ・（企業の名称変更など） ・出願人の情報は申請人識別番号によって管理されているが、同一の者でも複数の申請人識別番号を持つケースがあり、名寄せ等の作業が必要。
00600120	建築着工統計調査（建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査）	国土交通省	建築着工等届出	◆建築基準法 ・第15条（届出及び統計）	都道府県	—	昭和25年	—	○	—	左記届出情報を基に調査票を作成	40	564	・建築基準法第15条第2項第4項において、都道府県知事は届出を基に建築統計を作成することと定められている。 ・法律により義務付けられている届出（行政記録情報）を活用しているため、精度が高い。
00600120	建築着工統計調査（建築工事費調査）	国土交通省	建築工事届	◆建築基準法 ・第15条（届出及び統計）	都道府県	—	令和3年	○	—	—	左記届出情報を基に調査票を作成	—	—	—
00600130	建設工事統計調査（建設工事施工統計調査、建設工事受注動態統計調査）	国土交通省	建設業許可データ	◆建設業法 ・第5条（許可の申請）	国土交通省（不動産・建設経済局建設業課）	◆建設業法 ・第13条（提出書類の閲覧）	昭和31年 平成3年	○	○	—	・母集団情報の整備 ・調査事項のプレプリント	8	約11万業者	—
00600400	旅客間流動調査	国土交通省	「道路運送法」の一般旅客自動車運送事業及び「海上運送法」に基づく各種許可等情報	◆道路運送法 ・第4条（一般旅客自動車運送事業の許可） ◆海上運送法 ・第3条（一般旅客定期航路事業の許可） ・第19条の3（特定旅客定期航路事業） ・第21条（旅客不定期航路事業の許可）	国土交通省（自動車局）（海事局）	—	乗合バス旅客 乗客間流動調査 昭和37年度 旅客船旅客間 流動調査 昭和48年度	○	—	—	左記情報により調査対象事業者を把握	—	—	—
00600300	造船機統計調査	国土交通省	船舶用機関等施設状況報告書	◆造船法 ・第5条（船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止）	国土交通省（海事局）	—	昭和25年	○	○	—	・母集団情報の整備 （左記情報により調査対象事業者を把握） ・調査事項の一部プレプリント	5	11600	—
00600340	内航船舶輸送統計調査	国土交通省	内航海運業者登録簿等	◆内航海運業法 ・第3条（登録及び届出） ・第5条（登録の実施） ・第7条（変更登録等） ・第22条（事業の休止及び廃止の届出） ・第25条の4（自家用船舶）	国土交通省（海事局）	—	昭和38年	○	○	—	・母集団情報の整備 （左記情報により調査対象事業者を把握） ・調査事項の一部プレプリント	2	2310	—
なし	内航船舶輸送統計母集団調査	国土交通省	内航海運業者登録簿等	◆内航海運業法 ・第3条（登録及び届出） ・第5条（登録の実施） ・第7条（変更登録等） ・第22条（事業の休止及び廃止の届出）	国土交通省（海事局）	—	平成25年	○	○	—	・母集団情報の整備 （左記情報により調査対象事業者を把握） ・調査事項の一部プレプリント	1	600	—
00600320	船員労働統計調査	国土交通省	船員法に基づき作成された事業状況報告書	◆船員法 ・第111条（報告事項）	国土交通省（海事局）	—	昭和32年	○	○	—	・母集団情報の整備 （第1号調査：左記情報により調査対象船舶を抽出） （第2号調査：左記情報により調査対象船舶を把握） （第3号調査：左記情報により調査対象船舶を把握） ・調査事項の一部プレプリント	12	1900	—
なし	船員労働統計予備調査	国土交通省	船員法に基づき作成された事業状況報告書	◆船員法 ・第111条（報告事項）	国土交通省（海事局）	—	令和元年	○	○	—	・母集団情報の整備 （左記情報により調査対象船舶を把握） ・調査事項の一部プレプリント	10	3000	—
00600330	自動車輸送統計調査	国土交通省	自動車登録ファイル等	◆道路運送車両法 ・第72条（検査記録） ◆道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令 ・第1条（軽自動車検査記録簿への記録等）	国土交通省（自動車局） 軽自動車検査協会	◆道路運送車両法 ・第22条（登録事項等証明書等）	昭和35年	○	○	—	・母集団情報の整備（自動車登録ファイルを用いて調査対象を抽出） ・調査事項のプレプリント	6	240000	—
00600330	自動車輸送統計調査	国土交通省	自動車運送事業所台帳データ	◆道路運送法 ・第4条（一般旅客自動車運送事業の許可） ・第43条（特定旅客自動車運送事業）	国土交通省（自動車局）	—	令和2年度	○	○	—	・自動車運送事業所台帳データを用いて調査対象を抽出 ・調査事項のプレプリント	3	75600	—

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用にあつた際の制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1)イ. 統計調査名	(1)ウ. 調査実施機関	(2)ア. 行政記録情報等の名称	(2)イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2)ウ. 保有機関名	(2)エ. 備考(閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項)		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a~cについての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
06000370	自動車燃料消費量調査	国土交通省	自動車登録ファイル等	◆道路運送車両法 ・第6条(自動車登録ファイル等) ◆道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令 ・第1条(軽自動車検査記録簿への記録等)	国土交通省(自動車局) 軽自動車検査協会	◆道路運送車両法 ・第22条(登録事項等証明書等)	平成22年	○	-	-	・母集団情報の整備(自動車登録ファイル等を用いて調査対象を抽出)	-	-	-
06000350	鉄道輸送統計調査	国土交通省	鉄道事業許可情報等	◆鉄道事業法 ・第3条(許可) ・第4条(許可申請) ・第32条(許可) ・第33条(許可申請) ◆軌道法 ・第3条	国土交通省(鉄道局)	-	昭和62年	○	○	-	・母集団情報の整備(左記情報により調査対象事業者を把握) ・調査事項の一部プレプリント	5	5760	-
06000280	港湾調査	国土交通省	輸出入申告情報	◆関税法 ・第67条(輸出又は輸入の許可) ◆電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 ・第3条(情報通信技術利用法の適用等)	財務省(関税局)	◆電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 ・第18条(秘密保持義務)	平成15年	-	○	-	・調査事項の一部代替及び内容確認	12	2504	輸出入申告情報の活用にあつた際は、事前に申告者(報告者)の同意を得るとともに、データの集計等に係る経費負担が必要。
06000280	港湾調査	国土交通省	入出港届	◆港湾法 ・第50条(入出港届の統一)等	港湾管理者(都道府県、市町村等)	-	昭和22年	-	○	-	・調査事項の一部代替及び内容確認	7	2504	入出港届は条例で定めることから、港湾によって取扱が異なる。
06000360	航空輸送統計調査	国土交通省	航空運送事業許可情報等	◆航空法 ・第100条(許可) ・第123条(航空機使用事業)	国土交通省(航空局)	-	昭和32年	○	○	-	・左記情報により調査対象事業者を把握 ・調査事項の一部プレプリント	3	1368	-
06000620	全国貨物純流動調査	国土交通省	登録倉庫事業者様別リスト	◆倉庫業法 ・第3条(登録) ・第4条(登録の申請) ・第5条(登録の実施)	国土交通省(総合政策局)	-	昭和45年	○	-	-	左記情報により倉庫業における調査対象事業所を把握し、母集団推計を実施	-	-	-
06000010	建設副産物実態調査	国土交通省	産業廃棄物処理施設の許可等情報	◆廃棄物処理法 ・第15条(産業廃棄物処理施設)	都道府県	-	平成2年	○	-	-	左記情報等を基に調査対象施設を把握	-	-	-
06000010	建設副産物実態調査	国土交通省	建築着工等届出	◆建築基準法 ・第15条(届出及び統計)	都道府県	-	平成2年	○	-	-	左記情報等を基に、新築工事における区分毎の全重量を把握	-	-	-
06000010	建設副産物実態調査	国土交通省	建設業許可データ	◆建設業法 ・第5条(許可の申請)	国土交通省(不動産・建設経済局)	◆建設業法 ・第13条(提出書類の閲覧)	平成2年	○	-	-	左記情報等を基に、土木工事における区分毎の全重量を把握	-	-	-
06000060	主要建設資材需給・価格動向調査	国土交通省	建設業許可データ	◆建設業法 ・第3条(建設業の許可) ・第5条(許可の申請)	国土交通省(不動産・建設経済局)	◆建設業法 ・第13条(提出書類の閲覧)	昭和50年	○	-	-	業界団体の会員名簿及び建設業許可業者から調査対象事業者を把握	-	-	-
06000050	建設労働需給調査	国土交通省	建設業許可データ	◆建設業法 ・第3条(建設業の許可) ・第5条(許可の申請)	国土交通省(不動産・建設経済局)	◆建設業法 ・第13条(提出書類の閲覧)	昭和54年	○	-	-	左記情報により調査対象事業所を抽出	-	-	-
06000470	法人土地・建物基本調査	国土交通省	各種法人に係る名簿	(宗教年鑑) ◆宗教法人法 ・第12条(設立の手続)(地域別社会福祉法人一覽) ◆社会福祉法 ・第31条(申請)	文化庁 厚生労働省	◆宗教法人法 第25条(財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出) ◆社会福祉法 第59条の2(情報の公開等)	平成25年	○	-	-	事業所母集団データベースに収録されている法人を左記情報を用いて更新	-	-	-
06000550	パーソントリップ調査	国土交通省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	東京都市圏: 昭和43年 近畿圏: 昭和45年 中京都市圏: 昭和46年	○	-	-	住民基本台帳から調査対象を抽出	-	-	・市町村の個人情報保護条例による手続や個人情報保護審査会への意見照会などが必要となる場合がある。 ・自治体により、申請に必要な書類の種類・記載事項等が異なることや紙媒体でしか整備されていない自治体もあり、住民基本台帳の平仄が統一されていないため、作業が繁雑となる。 ・電算抽出ではなく、閲覧となった場合、住民基本台帳から得られる情報は同じであるにも関わらず、調査準備期間や調査コストを大幅に押し上げることになる。
06000545	全国都市交通特性調査	国土交通省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第7条(住民票の記載事項) ・第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) ・第11条の2(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	平成17年	○	-	-	住民基本台帳から調査対象を抽出	-	-	・市町村の個人情報保護条例による手続や個人情報保護審査会への意見照会などが必要となる場合がある。 ・自治体により、申請に必要な書類の種類・記載事項等が異なることや紙媒体でしか整備されていない自治体もあり、住民基本台帳の平仄が統一されていないため、作業が繁雑となる。
06000580	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	国土交通省	自動車登録ファイル等	◆道路運送車両法 ・第6条(自動車登録ファイル等) ◆道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令 ・第1条(軽自動車検査記録簿への記録等)	国土交通省(自動車局) 軽自動車検査協会	◆道路運送車両法 ・第22条(登録事項等証明書等)	-	○	-	-	自動車登録ファイル等を用いて調査対象を抽出	-	-	-

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用に当たっての制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1)イ. 統計調査名	(1)ウ. 調査実施機関	(2)ア. 行政記録情報等の名称	(2)イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2)ウ. 保有機関名	(2)エ. 備考（閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項）		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補完、審査での活用等	a～cについての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00600590	水害統計調査 (一般資産水害統計調査)	国土交通省	被害状況等報告	◆災害対策基本法 ・第53条(被害状況等の報告) ◆災害対策基本法施行令 ・第21条(被害状況等の報告)	都道府県	-	平成22年	○	-	-	左記報告を基に水害を受けた家屋等の世帯主又は事業所の代表者を把握	-	-	-
00600590	水害統計調査 (公益事業等水害統計調査)	国土交通省	被害状況等報告	◆災害対策基本法 ・第53条(被害状況等の報告) ◆災害対策基本法施行令 ・第21条(被害状況等の報告)	都道府県	-	平成22年	○	-	-	左記報告を基に水害を受けた公益事業者を把握	-	-	-
00600630	住宅市場動向調査	国土交通省	建築着工等届出	◆建築基準法 ・第15条(届出及び統計)	都道府県	-	平成15年	○	-	-	左記情報により調査対象者である注文住宅建築主を把握	-	-	所有者住所が更新されておらず、調査票が到着しない場合がある。
00600630	住宅市場動向調査	国土交通省	不動産登記情報	◆不動産登記法 ・第16条(当事者の申請又は嘱託による登記) ・第18条(申請の方法)	法務省 (民事局)	◆不動産登記法 ・第119条(登記事項証明書の交付等)	平成30年 令和2年	○	-	-	左記情報により調査対象者である中古住宅の所有者を把握	-	-	所有権保存登記は義務ではないため、所有者や所有者住所が更新されておらず、調査票が到着しない場合がある。
00600980	土地保有・動態調査	国土交通省	所有権移転登記情報	◆不動産登記法 ・第16条(当事者の申請又は嘱託による登記) ・第18条(申請の方法)	法務省 (民事局)	◆不動産登記法 ・第119条(登記事項証明書の交付等)	令和元年	○	-	-	左記情報により調査対象を把握	-	-	-
00600780	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	国土交通省	通関業の許可情報	◆通関業法 ・第3条(通関業の許可) ・第4条(許可の申請)	財務省 (関税局)	-	平成5年	○	-	-	-	-	-	-
00600780	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	国土交通省	海上貨物通関情報処理システムで保有するデータ	◆関税法 ・第67条(輸出又は輸入の許可) ◆電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 ・第3条第1項(情報通信技術利用法の適用)	財務省 (関税局)	◆電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 ・第18条(秘密保持義務)	平成5年	-	○	-	左記情報の活用により輸出入申告される貨物についての調査事項を廃止	輸出：11項目 輸入：12項目	約1500事業者	・報告者の同意を得ることが必要 ・行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティを確保することが必要
00600960	ユニットロード貨物流動調査	国土交通省	港湾施設の使用許可情報	◆港湾法 ・第12条(入出港届の受理) ・第48条の3(入出港書類の統一)	港湾管理者 (都道府県、市町村等)	-	-	○	-	-	港湾管理者における左記情報により調査対象事業者を把握	-	-	-
00600930	バルク貨物流動調査	国土交通省	外航船舶運航実績報告書	◆船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令 ・第3条	国土交通省 (海事局)	-	平成26年	○	-	-	業界団体名簿及び左記情報から調査対象を把握	-	-	-
00600810	航空貨物動態調査	国土交通省	貨物利用運送事業の登録・許可情報	◆貨物利用運送事業法 ・第3条(第一種貨物利用運送事業の登録) ・第20条(第二種貨物利用運送事業の許可)	国土交通省 (総合政策局)	-	平成17年度	○	-	-	左記情報により調査対象を把握	-	-	-
00600810	航空貨物動態調査	国土交通省	・航空運送事業者の許可情報 ・航空運送代理事業者の届出情報	◆航空法 ・第100条(航空運送事業の許可) ・第133条(航空運送代理店業の届出)	国土交通省 (航空局)	-	平成28年度	○	-	-	左記情報により調査対象を把握	-	-	-
00600830	国際航空貨物動態調査	国土交通省	貨物利用運送事業の登録・許可情報	◆貨物利用運送事業法 ・第3条(第一種貨物利用運送事業の登録) ・第20条(第二種貨物利用運送事業の許可)	国土交通省 (総合政策局)	-	平成28年度	○	-	-	左記情報により調査対象を把握	-	-	-
00600830	国際航空貨物動態調査	国土交通省	航空運送代理事業者の届出情報	◆航空法 ・第133条(航空運送代理店業の届出)	国土交通省 (航空局)	-	平成28年度	○	-	-	左記情報により調査対象を把握	-	-	-
00600030	建設業構造実態調査	国土交通省	建設業許可データ	◆建設業法 ・第3条(建設業の許可) ・第5条(許可の申請)	国土交通省 (不動産・建設経済局)	◆建設業法 ・第13条(提出書類の閲覧)	昭和50年	○	-	-	左記情報により調査対象事業所を抽出	-	-	-
00600220	産業連関構造調査(不動産投入調査)	国土交通省	宅地建物取引業者名簿	◆宅地建物取引業法 ・第4条(免許の申請) ・第8条(宅地建物取引業者名簿)	国土交通省 (不動産・建設経済局)	◆宅地建物取引業法 ・第10条(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)	平成8年	○	-	-	・母集団の整備	-	-	-
00601020	宿泊旅行統計調査	観光庁(国土交通省)	旅館業の許可情報	◆旅館業法 ・第3条	都道府県、特別区、保健所設置市	-	平成22年度	○	○	-	・母集団情報の整備 (事業所母集団データベースの情報に左記情報を追加) ・調査事項のプレプリント	第1号様式～第3号様式それぞれ6項目	調査対象施設数約20,000施設/母集団施設数約70,000施設	-

(1) 行政記録情報等を活用している統計調査			(2) 活用している行政記録情報等の概要				(3) 統計調査への活用開始時期	(4) 統計調査に活用する際の形態				(5) 調査事項の代替による効果 (4)で「b. 調査事項の代替」を選択した場合にのみ回答してください。		(6) 活用条件、活用にあつた際の制約・留意点
(1) ア. 政府統計コード	(1) イ. 統計調査名	(1) ウ. 調査実施機関	(2) ア. 行政記録情報等の名称	(2) イ. 当該情報等の収集、作成又は整備に関する主な根拠規定	(2) ウ. 保有機関名	(2) エ. 備考（閲覧、守秘義務等について規定されている場合の条項）		a. 母集団情報の整備	b. 調査事項の代替	c. 欠測値補充、審査での活用等	a～cについての具体的な活用方法	① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
												① 代替できた調査項目数	② 報告者数	
00601010	旅行・観光消費動向調査	観光庁（国土交通省）	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第7条（住民票の記載事項） ・第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）	平成15年度	○	—	—	住民基本台帳を用いて調査対象を抽出	—	—	・閲覧申請に必要となる依頼文が自治体担当者に到着してはじめて、閲覧条件（一日あたりの閲覧可能数）等が提示される場合があるため、円滑に調査実施を行う上では、閲覧の1～2ヶ月前より自治体担当者へ調整をしておく必要がある。 ・自治体により、申請に必要な書類の種類、記載事項等が異なることや紙媒体でしか整備されていない自治体もあり、住民基本台帳の平仄が統一されていないため、作業が煩雑となる。 ・自治体によっては、マンション名、部屋番号等が削除されて提供される場合があり、調査票が対象者へ到達しない場合がある。
00650203	水質汚濁物質排出量総合調査	環境省	水質汚濁防止法で規定する特定施設等の設置届出等の情報	◆水質汚濁防止法 ・第5条（特定施設等の設置の届出） ・第7条（特定施設等の構造等の変更の届出）	都道府県又は政令市	—	昭和53年	○	—	—	左記情報により調査対象工場又は事業場を把握	—	—	—
00650202	大気汚染物質排出量総合調査	環境省	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設の設置届出等の情報	◆大気汚染防止法 ・第6条（ばい煙発生施設の設置の届出） ・第8条（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出） ・第27条（適用除外等）等	都道府県又は政令市	—	昭和51年	○	—	—	左記情報により調査対象施設であるばい煙発生施設を把握	—	—	—
00650102	産業廃棄物排出・処理状況調査	環境省	廃棄物処理計画作成の情報	◆産業廃棄物処理法 ・第5条の5（都道府県廃棄物処理計画）	都道府県	—	—	—	○	—	都道府県が有する情報を活用することにより、産業廃棄物の排出・処理業者への調査を回避	8	47	—
なし	動物愛護管理基本方針フォローアップ等検討調査	環境省	第一種動物取扱業者の登録情報	◆動物の愛護及び管理に関する法律 ・第10条（第一種動物取扱業者の登録） ・第11条（登録の実施）	都道府県	◆動物の愛護及び管理に関する法律 ・第15条（第一種動物取扱業者登録簿の閲覧）	平成28年	○	—	—	左記情報により調査対象を把握	—	—	—
00650408	家庭部門のCO2排出実態統計調査	環境省	住民基本台帳	◆住民基本台帳法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第7条（住民票の記載事項） ・第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）	市区町村	◆住民基本台帳法 ・第11条の2（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）	平成28年	○	—	—	調査対象世帯名簿の作成（住民基本台帳を用いて調査対象を抽出）	—	—	—